別紙１

八王子市障害者計画

（令和６年度から11年度（2024年度から2029年度））

の中間見直し

第８期障害福祉計画

第４期障害児福祉計画

（令和９年度から11年度（2027年度から2029年度））

素案

令和８年（2026年）12月

八王子市

目　次

第1章　計画策定にあたって ……1

1　計画策定の背景及び目的 ……2

2　計画の位置づけ ……5

3　計画の期間 ……7

4　計画の策定体制 ……8

5　計画におけるＳＤＧｓの取組 ……8

第2章　障害者福祉の現状と課題 ……10

1　障害者を取り巻く現状 ……11

2　障害者の教育環境・就労状況 ……18

3　障害者施設(障害福祉サービス等事業所)の状況 ……23

4　施策推進にあたっての課題 ……24

第3章　計画の基本的な考え方 …… 26

1　基本目標 …… 27

2　基本方針 …… 27

3　基本方針を支える柱（目指す姿） …… 29

第4章　障害者計画（施策の展開） …… 31

柱1　一人ひとりに応じた適切な支援 …… 37

柱2　地域サービスの充実・地域生活への移行支援 …… 43

柱3　地域で支え合い、活躍できる環境整備の充実 …… 54

柱4　インクルーシブ社会の推進 …… 62

柱5　質の高い生活環境の提供 …… 67

障害者施設整備方針 …… 72

第5章　障害福祉計画・障害児福祉計画（サービス提供について）

…… 73

1　障害福祉計画・障害児福祉計画について …… 74

2　計画に定める事項 …… 74

3　成果目標・活動指標について …… 75

（1）成果目標・活動指標の設定 …… 75

（2）障害福祉サービス等……85
（3）地域生活支援事業……104
（4）障害児支援……116
（5）施設利用者……122

第6章　各計画の推進に向けて……123
1　計画推進のために……124
2　計画の達成状況の点検と評価……124

資料編　用語解説……126

本文で使用している用語のうち、意味や内容が分かりにくい用語については、該当する用語の右上にアスタリスク(*)を付け、資料編の用語解説で説明しています。
なお、同ページ内に複数出現する場合は、最初の用語のみアスタリスクを付けています。

第（だい）　１　章（しょう）

計画策定（けいかくさくてい）にあたって

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景及び目的

八王子市では、平成１２年（２０００年）に「八王子市障害者計画」を、平成１８年（２００６年）に「八王子市障害福祉計画」、そして、平成３０年度（２０１８年度）には「八王子市障害児福祉計画」を策定しました。これらの３つの計画は、時代の変化や障害者（注）のニーズに的確に対応するため見直しを重ねながら、障害者の日常生活の支援や社会参加の促進、権利擁護の推進など様々な施策を実施してきました。

この間、国においても障害者に関連する制度は大きく進展してきました。

平成１８年（２００６年）に身体障害、知的障害、精神障害の３障害の福祉サービスの内容を一元化するため「障害者自立支援法」が施行されました。この制度の抜本的な見直しが行われて以降は、障害者基本法の改正や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されるとともに、平成２６年（２０１４年）には国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成２８年（２０１６年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

また、平成２８年（２０１６年）には障害者総合支援法が改正され、地域生活の支援を進めるための新たなサービスの創設や、高齢の障害者に対する介護サービスの円滑な利用、障害児支援のニーズへの対応などの取組が盛り込まれました。その後も文化芸術活動の推進や聴覚障害者などの電話利用の円滑化など、様々な関係法令の整備が進められました。

さらに、令和４年（２０２２年）には障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等が希望する生活を実現するために障害者総合支援法等の改正が行われ、障害者等の地域生活の支援体制の充実などを行うことで、障害者や難病* 患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生

社会* の構築により取り組んでいくことが示されました。

そして、本計画の策定以降、障害者差別解消法の改正により令和６年（２０２４年）４月から民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されるなど、共生社会の実現に向けた取組が一層推進されたほか、令和７年（２０２５年）には「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」が、令和８年（２０２６年）には「高次脳機能障害* 者支援法」が施行されるなど、多様な障害特性に対応した支援体制の整備や理解促進が進められています。

加えて、「医療的ケア児* 及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の改正により、成人後も医療的ケアを必要とする人への支援の充実が図られるなど、ライフステージ* に応じた切れ目のない支援体制の整備が進められています。

近年では、障害者の高齢化や障害の重度化に加え、医療的ケアを必要とする人や発達障害者など、多様化する支援ニーズへの対応が求められており、関係機関が連携した包括的な支援の充実が重要となっています。

国の動きに対し本市では、平成２４年（２０１２年）に「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を制定し、合理的配慮の義務化や、障害理解教育等に取り組むとともに、地域の社会資源を活かした、障害者の日常生活を支援するための地域生活支援拠点* の整備や重度障害者を受け入れている日中活動系サービス事業者への支援、医療的ケア児等コーディネーターの配置など、障害者やその家族が地域で安心して生活できる環境づくりを推進してきました。また、令和７年度（２０２５年度）には、基幹相談支援センター* を開設し、相談支援事業所への専門的な助言や人材育成、関係機関との連携などを通じて、地域の相談支援体制の強化に取り組んでいます。そのような取組の一方では、障害者の高齢化や障害の重度化なども進んでいる現状があり、障害者が希望する地域生活の継続・実現には、必要なサービス量の確保と適切な支援のさらなる実施が求められており、その時代とニーズに即した障害者施策の推進が必要となっています。

本市では、こうした背景を基に、障害者やその家族、難病* 患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、その人らしく安心して暮らすことができるよう、

国の障害者基本計画（第５次）における施策の基本的な方向性や、これまでの取組における課題等を踏まえ、障害当事者のニーズに即した障害者施策を展開し、本市の基本構想・基本計画である「八王子未来デザイン２０４０」の都市像の一つとして目指す「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち」の実現につなげていくため、令和６年度（２０２４年度）から令和１１年度（２０２９年度）を計画期間とした本計画を策定しており、このたび中間見直しを行いました。

（注）八王子市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画において、「障害者」とは１８歳未満の障害児を含む、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等を指します。

2 計画の位置づけ

（1）法的な位置づけ

① 八王子市障害者計画

障害者基本法に規定される「市町村障害者計画」であり、計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画及び東京都の障害者基本計画を基本に定める、市の障害者の状況等を踏まえた施策の実施に関する基本的な計画です。

◆障害者基本法　第１１条第３項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

② 八王子市障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の施策を円滑に実施するための計画です。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）　第８８条第１項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

③ 八王子市障害児福祉計画

児童福祉法に基づき、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の施策を円滑に実施するための計画です。

> ◆児童福祉法　第３３条の２０第１項
>
> 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

（2）市の関連計画との関係

本計画は、「八王子未来デザイン２０４０（八王子市基本構想・基本計画）」を最上位計画とする障害者福祉に関する個別計画であり、「第４期八王子市地域福祉計画」における対象者別計画として、理念や施策の整合・調和を図っています。

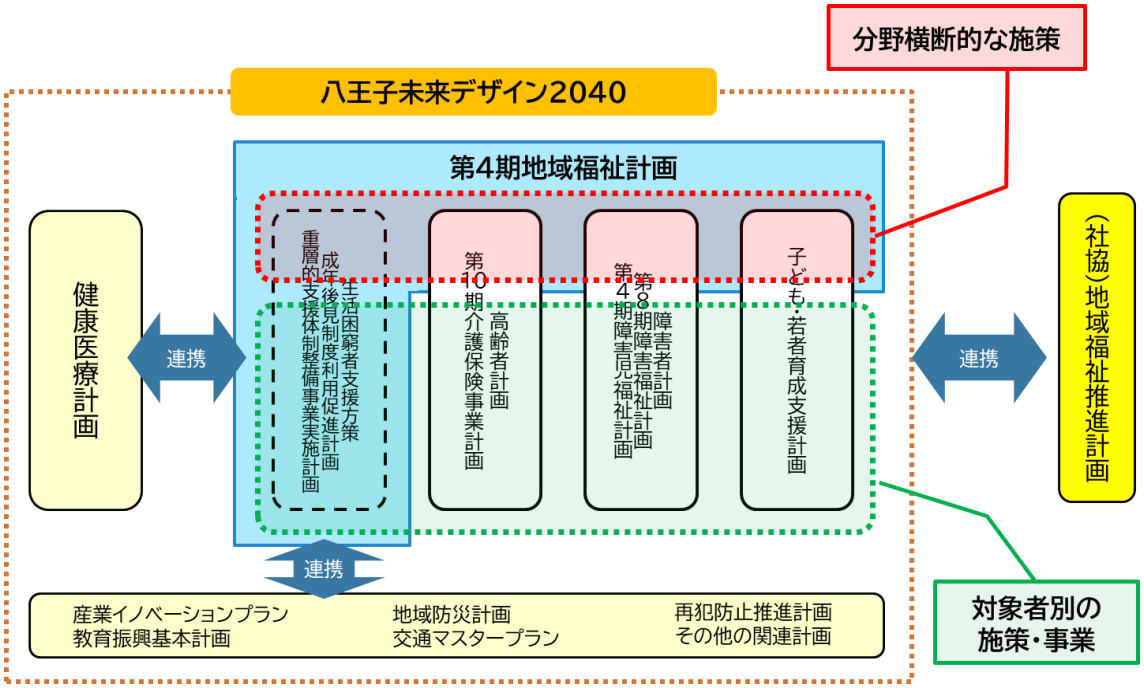

3 計画の期間

障害者計画は、令和６年度（２０２４年度）から令和１１年度（２０２９年度）までの６か年を計画期間としています。これは、上位計画となる「第４期地域福祉計画」の期間と整合を図るとともに、中期的な視点を持って障害福祉施策を構築し取り組むことで、より効果的な事業展開を図れることから、地域の実情によって柔軟な期間設定ができるとする国の基本方針を踏まえ、６年間としたものです。今回は、社会情勢の変化や地域の事情等を鑑み、中間見直しを行いました。

障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国の基本指針に合わせて令和６年度（２０２４年度）から令和８年度（２０２６年度）までの３年間の目標値等を定めた第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画を策定していましたが、令和９年度（２０２７年度）から令和１１年度（２０２９年度）までの３年間の国の基本指針が示されたことから、第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画として、３年間の目標値等を新たに定めました。

[関連計画の計画期間]

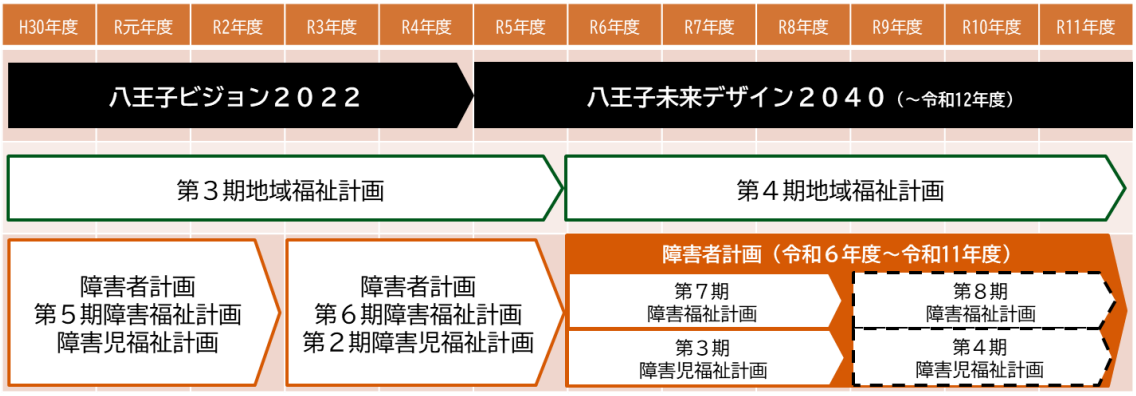

4 計画の策定体制

本計画については、令和５年度（２０２３年度）に八王子市社会福祉審議会*の障害者福祉専門分科会に「計画策定部会」を設置し、策定しました。計画策定部会は、障害当事者や学識経験者、障害者福祉・地域福祉関係者に加えて、公募市民や学校関係者、地域や商工関係の代表など、幅広い市民・関係者で構成しており、多様な視点から地域全体で障害者を支え、地域のつながりを確保できる体制づくりなど、今後の障害福祉施策について協議しました。

今回の中間見直しにあたっては、八王子市社会福祉審議会の障害者福祉専門分科会から八王子市障害者地域自立支援協議会* に対して検討を依頼し、見直し作業を進めました。これは、本計画の達成状況の点検と評価にあたり協議会から意見聴取していることや、協議会が部会活動などを通じて地域課題に精通していることに加え、今回は新たな計画の策定ではなく中間見直しであることから、より地域の実情を踏まえた実践的かつ専門的な視点による検討が必要であると判断されたためです。なお、協議会は、計画策定部会と同様に障害当事者や学識経験者、障害者福祉・地域福祉関係者に加えて、公募市民や学校関係者、地域や商工関係の代表など、幅広い市民・関係者で構成しており、多様な視点でも協議しています。

5 計画におけるＳＤＧｓの取組

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成２７年（２０１５年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」において掲げられている、令和１２年（２０３０年）までに持続可能な世界を実現するための１７のゴールと１６９のターゲットです。

発展途上国向けの開発目標である「ＭＤＧｓ（ミレニアム開発目標）」の後継として採択され、発展途上国のみならず、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

本市においては、八王子未来デザイン２０４０におけるまちづくりの基本理念「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」に基づき定めた６つの都市像（私たちが目指すまち）がＳＤＧｓの理念と方向性が一致しているため、八王子未来デザイン２０４０に定めた施策を実行することで、引き続きＳＤＧｓの１７のゴールの達成に貢献していきます。

本計画において、ＳＤＧｓの１７のゴールのうち特に関連が深いものは、「３　すべての人に健康と福祉を」、「４　質の高い教育をみんなに」、「５　ジェンダー平等を実現しよう」、「８　働きがいも経済成長も」、「１０　人や国の不平等をなくそう」、「１１　住み続けられるまちづくりを」「１６　平和と公正をすべての人に」です。



第　２　章

障害者福祉の現状と課題

第２章　障害者福祉の現状と課題

１　障害者を取り巻く現状

（１）人口の推移（各年３月３１日現在）

本市の総人口は、令和６年（２０２４年）の５５９，５２６人から、令和８年（２０２６年）の５５８，１９０人と３年間で１，３３６人の減少となっています。一方で６５歳以上の高齢者人口は増加しており、令和６年（２０２４年）に比べ、令和８年（２０２６年）では約０．８％増となっています。

単位：人

項目	令和６年	令和７年	令和８年
18歳未満	73,795	71,960	70,251
18～64歳	329,887	329,840	330,814
65歳以上	155,844	156,396	157,125
合計	559,526	558,196	558,190

人口構成における各項目の割合　　単位：%

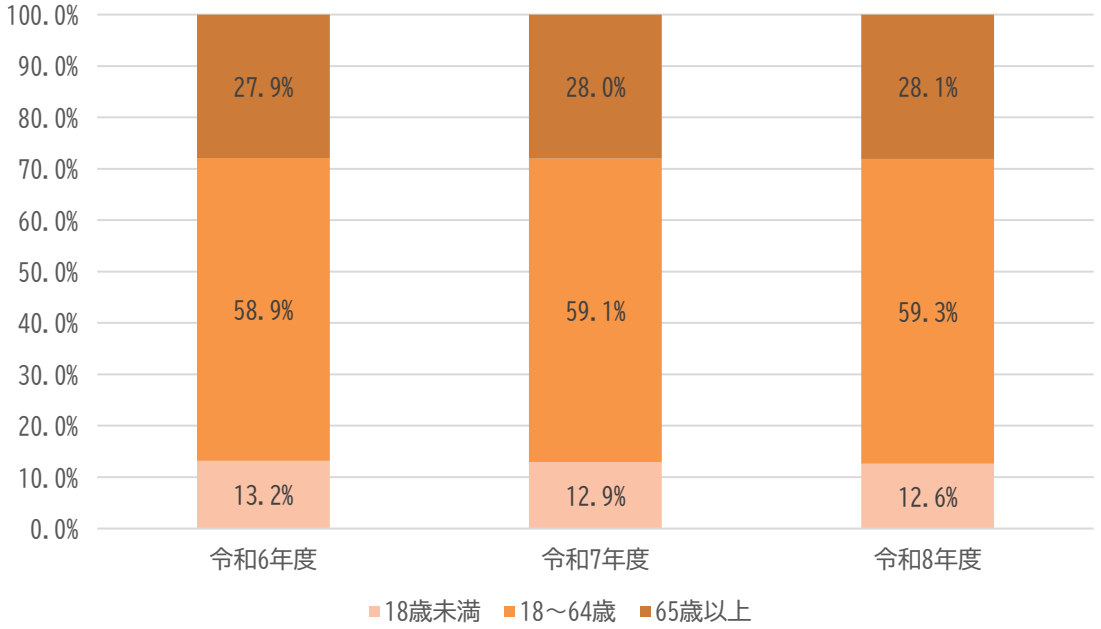

（2）障害者手帳所持者数の推移

① 身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者数は、ほぼ横ばいとなっています。令和6年（2024年）では15，591人でしたが、令和8年（2026年）では15，630人となっており、令和6年（2024年）に比べ、約0．25%増となっています。

等級別障害部位別手帳所持者数（令和8年〔2026年〕）　単位：人

	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく障害	内部障害	合計
1級	1,523 (122)	413 (6)	94 (0)	3 (0)	3,398 (39)	5,431 (167)
2級	1,442 (43)	429 (3)	416 (31)	17 (1)	81 (0)	2,385 (78)
3級	1,043 (32)	67 (1)	169 (1)	87 (0)	636 (16)	2,002 (50)
4級	1,523 (14)	77 (5)	698 (2)	70 (0)	1,603 (12)	3,971 (33)
5級	590 (13)	188 (1)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	783 (14)
6級	361 (8)	49 (2)	648 (7)	0 (0)	0 (0)	1,058 (17)
合計	6,482 (232)	1,223 (18)	2,030 (41)	177 (1)	5,718 (67)	15,630 (359)

※(　)内は、18歳未満の人数

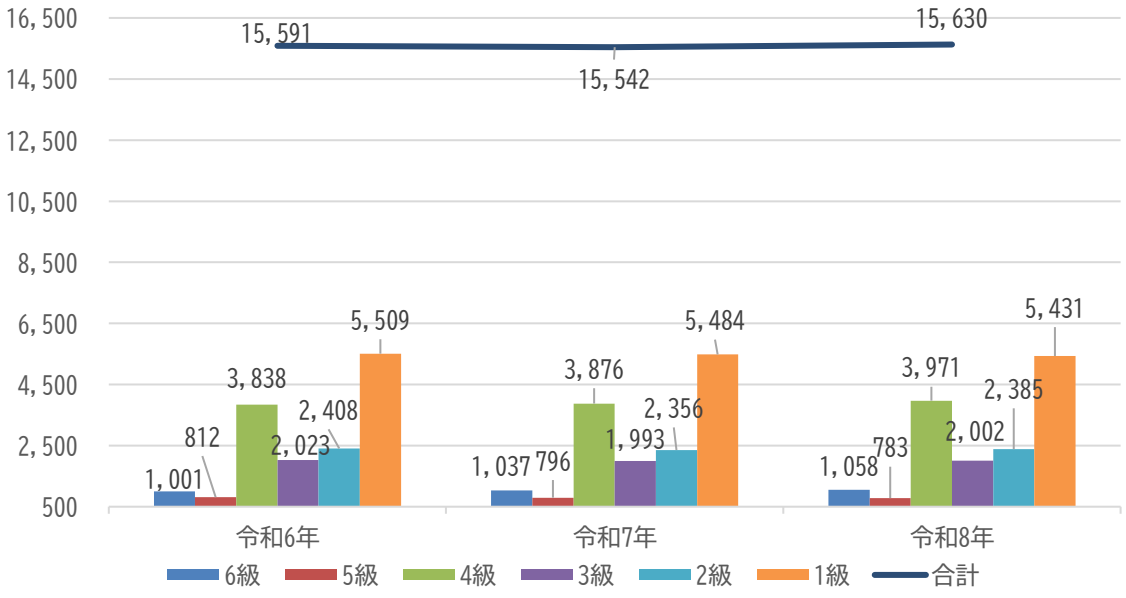

② 愛の手帳（東京都療育手帳）所持者数の推移（各年４月１日現在）

知的障害者の愛の手帳所持者数は、年々増加しており、令和６年（２０２４年）では５，２４２人でしたが、令和８年（２０２６年）では５，６５３人となっています。これは、令和６年（２０２４年）に比べ、７．８％増となっています。

程度別手帳所持者数　　単位：人

	令和６年	令和７年	令和８年
１度	187 (50)	181 (44)	183 (44)
２度	1,121 (243)	1,149 (242)	1,175 (249)
３度	1,069 (262)	1,100 (277)	1,119 (291)
４度	2,865 (722)	3,025 (779)	3,176 (809)
合計	5,242 (1,277)	5,455 (1,342)	5,653 (1,393)

※(　)内は、１８歳未満の人数

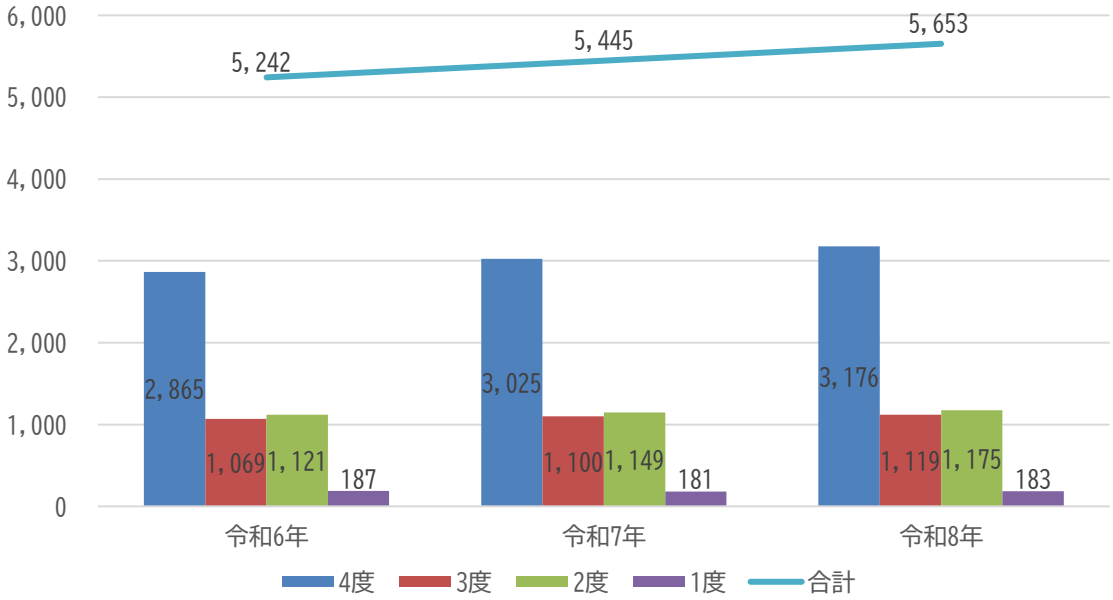

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年４月１日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和６年（２０２４年）では７，６６０人でしたが、令和８年（２０２６年）では９，０４３人となっています。これは、令和６年（２０２４年）に比べ、１８．１％増となっています。

等級別手帳所持者数　　単位：人

	令和６年	令和７年	令和８年
１級	557 (5)	539 (3)	566 (3)
２級	4,200 (72)	4,579 (95)	4,903 (106)
３級	2,903 (131)	3,220 (122)	3,574 (128)
合計	7,660 (208)	8,338 (220)	9,043 (237)

※(　)内は、１８歳未満の人数

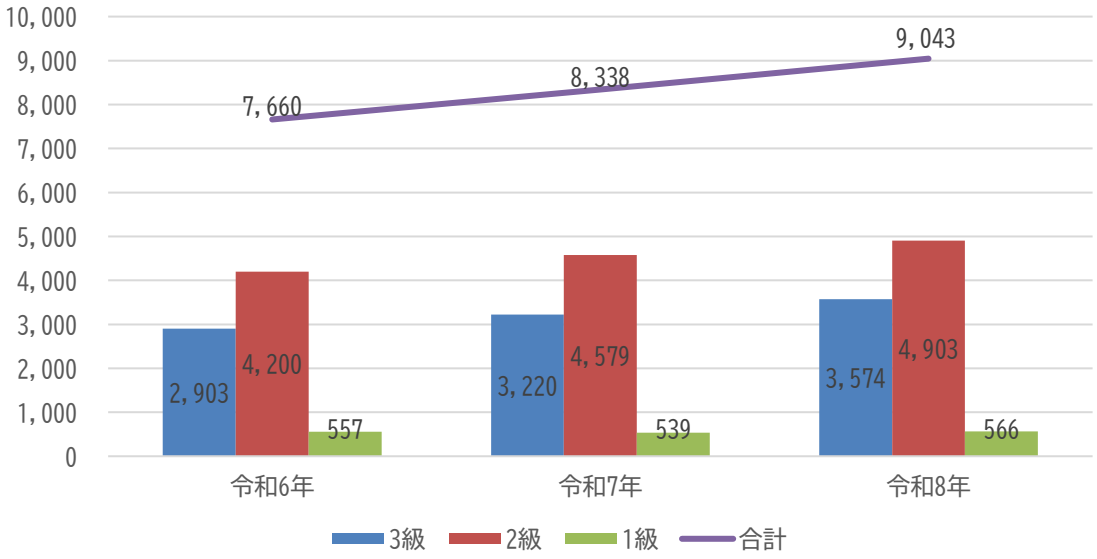

（3）障害福祉サービス利用者数等の推移

障害福祉サービス利用者数は年々増加しており、令和６年（２０２４年）では６，４１６人でしたが、令和８年（２０２６年）では７，０４０人となっています。これは、令和６年（２０２４年）に比べ、約９．７％増となっています。

障害福祉サービス利用者数（各年４月現在）　　単位：人

項目	令和６年	令和７年	令和８年
障害福祉サービス	4,398	4,638	4,664
障害児通所支援	2,018	2,273	2,376
合計	6,416	6,911	7,040

障害支援区分の認定者数（各年４月１日現在）　　単位：人

項目	令和６年	令和７年	令和８年
区分１	6	8	4（0.1%）
区分２	459	487	472（13.0%）
区分３	620	687	784（21.5%）
区分４	683	709	768（21.1%）
区分５	573	603	599（16.4%）
区分６	994	982	1,015（27.9%）
合計	3,335	3,476	3,642（100.0%）

（４）特殊疾病認定患者数等の推移

① 特殊疾病認定患者数の推移（各年４月１日現在）

難病患者等であることを示す特定疾患認定患者数は、年々増加しており、令和６年（２０２４年）では６，０６８人でしたが、令和８年（２０２６年）では〇〇〇〇人となっています。これは、令和６年（２０２４年）に比べ、〇〇%〇となっています。

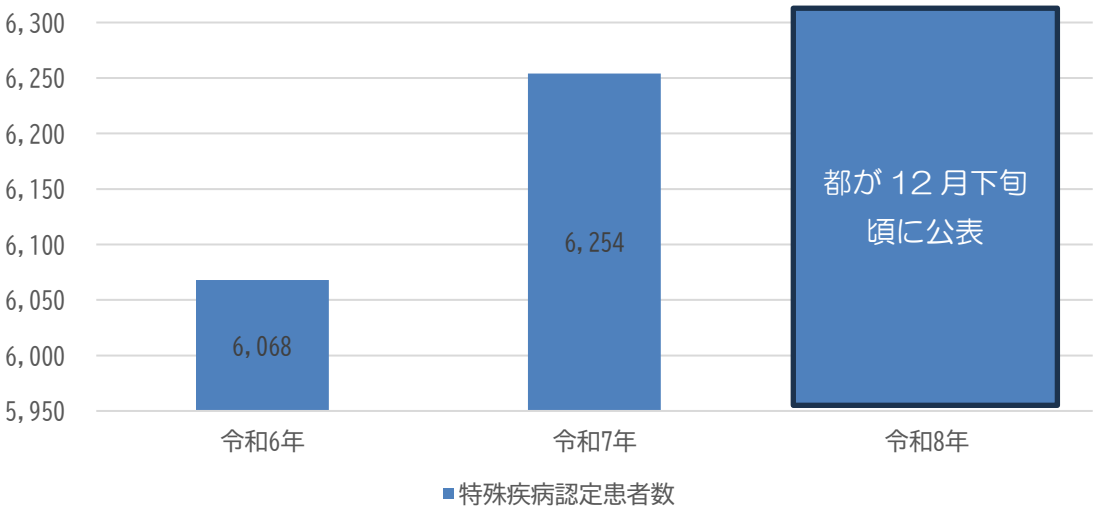

② 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数の推移（各年４月１日現在）

小児慢性特定疾病の患者であることを示す小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数は微減しており、令和６年（２０２４年）では４２０人でしたが、令和８年（２０２６年）では３８９人となっています。これは、令和６年（２０２４年）に比べ、７．４%減となっています。

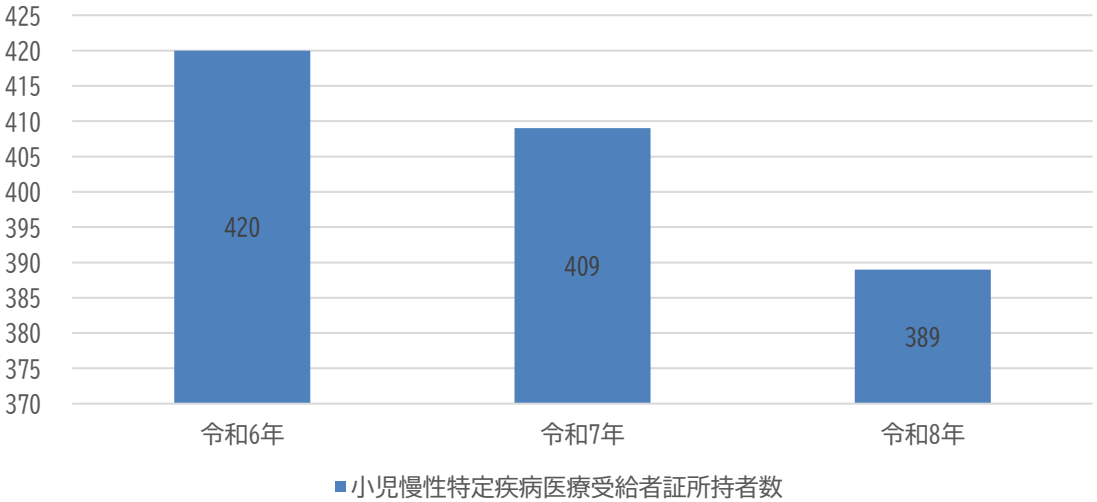

参考：保育所等における医療的ケア児の受入状況

近年の医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児数は年々増加しており、保育所等における医療的ケア児の受け入れのニーズも高まっています。

医療的ケア児は、医療的ケアと医療機器による支援を日常的に必要としており、保育所等において安心して保育の提供を実施するためには、適正な受け入れ体制の整備と医療機器の配備が必要です。

本市においては、安全な医療的ケアと医療的ケア児の発達に応じた保育の提供のため、令和３年（２０２１年）に「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」を策定し、保育所等への情報の発信等に努めています。

今後も、医療的ケア児への適正な保育の提供がされるよう、受け入れ態勢の整備等に努めていきます。

市内保育所における医療的ケア児の受入数（各年４月１日現在）　単位：人

	令和６年	令和７年	令和８年
公立園（３箇所）	5	4	3
民間園（３箇所）	8	4	4
合計	13	8	7

2 障害者の教育環境・就労状況

（1）教育環境

① 市立小中学校・特別支援学校* への就学状況（各年4月7日現在）

令和8年度（2026年度）に、新たに市立小学校・特別支援学校へ就学した市内の児童数は3，520人で、新たに市立中学校・特別支援学校へ就学した市内の生徒数は3，934人となり、年々減少傾向にあります。

市立小学校・特別支援学校への就学状況　　単位：人

	令和6年	令和7年	令和8年
市立小学校（通常学級）	3,593	3,516	3,391
市立小学校（特別支援学級*）	70	74	58
特別支援学校	75	78	71
合計	3,738	3,668	3,520

市立中学校・特別支援学校への就学状況　　単位：人

	令和6年	令和7年	令和8年
市立中学校（通常学級）	3,917	3,950	3,761
市立中学校（特別支援学級）	122	143	120
特別支援学校	51	52	53
合計	4,090	4,145	3,934

② 市内小中学校・義務教育学校の特別支援学級、通級指導学級* 、特別支援教室* の状況（令和8年（2026年）5月1日現在）

令和8年（2026年）の市内小学校（義務教育学校前期課程含む）の特別支援学級の児童数は、705人で市内全体の児童数の3．0%、学級数は

１０２学級で市内全体の学級数の１０．７％となっています。通級指導学級*の児童数は、２３０人で市内全体の児童数の１．０％、学級数は１４学級で市内全体の学級数の１．５％となっています。特別支援教室*の児童数は１，７３２人で、市内全体の児童数の７．５％となっています。

また、令和８年（２０２６年）の市内中学校（義務教育学校後期課程含む）の特別支援学級*の生徒数は、４０４人で市内全体の生徒数の３．３％、学級数は５８学級で市内全体の学級数の１４．０％となっています。通級指導学級の生徒数は、１０人で市内全体の生徒数の０．１％、学級数は１学級で、市内全体の学級数の０．２％となっています。特別支援教室の生徒数は、５４８人で市内全体の生徒数の４．５％となっています。

市内小学校（義務教育学校前期課程含む）の特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室の各学年別児童数及び学級数

項目		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	学級数
市内全体		3,459	3,639	3,728	3,968	4,194	4,239	23,227	956
特別支援学級	固定学級*	58	98	124	120	148	157	705（3.0%）	102（10.7%）
	通級指導学級	50	54	42	45	25	14	230（1.0%）	14（1.5%）
	特別支援教室	179	200	307	358	334	354	1,732（7.5%）	－

市内中学校（義務教育学校後期課程含む）の特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室の各学年別生徒数及び学級数

項目		1年	2年	3年	合計	学級数
市内全体		3,884	4,100	4,081	12,065	414
特別支援学級	固定学級	120	151	133	404（3.3%）	58（14.0%）
	通級指導学級	3	2	5	10（0.1%）	1（0.2%）
	特別支援教室	193	198	193	548（4.5%）	－

③ 市内及び近隣の特別支援学校* 高等部の状況（令和８年〔２０２６年〕７月１日現在）

令和８年（２０２６年）の市内及び近隣の特別支援学校高等部の各学年別本市在住の生徒数は、合計で４０９人です。

なお、卒業後の進路は進学、企業就労、福祉的就労、生活介護* 事業所、施設入所など様々な状況となっています。

市内及び近隣の特別支援学校高等部の各学年別八王子市在住生徒数　単位：人

学校名	高等部１年生	高等部２年生	高等部３年生	合計
八王子西特別支援学校	80	64	53	197
八王子東特別支援学校	10	12	7	29
南大沢学園	32	34	31	97
八王子南特別支援学校	15	24	13	52
多摩桜の丘学園（肢体）	4	2	1	7
八王子盲学校	1	0	0	1
中央ろう学校	3	1	0	4
あきる野学園（肢体）	1	0	0	1
永福学園（知）	3	3	2	8
青峰学園（知）	4	2	5	11
青鳥特別支援学校	1	0	0	1
光明学園（病）	0	0	1	1
合計	154	142	113	409

（2）就労状況

① 障害者の就労状況（各年6月1日現在）

東京都内における障害者の就労状況は、令和4年（2022年）と令和8年（2026年）の雇用障害者数を障害種別で比較すると、身体障害者は○%増の○○人、知的障害者は○%増の○○人、精神障害者は○%増の○○人となっています。

東京都における雇用障害者数　　単位：人

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
令和4年	138,907	46,513	43,055
令和5年	140,206	48,549	50,577
令和6年	142,542	50,706	58,652
令和7年	144,477	52,378	66,485
令和8年	12月頃に厚労省より公表		

（令和4年〔2022年〕～令和8年〔2026年〕の「障害者雇用状況の集計結果」より）

また、ハローワーク八王子管内（八王子市、日野市）における令和7年度（2025年度）の障害者就職件数は○○○件であり、令和4年度（2022年度）の466件と比較して○○%○となっています。

ハローワーク八王子管内における障害者就職状況　　単位：件

		新規求職申し込み件数	紹介件数	就職件数
令和4年度		1,180	2,673	466
	身体障害者	280	602	82
	知的障害者	244	324	134
	精神障害者	617	1,686	238
	その他の障害者	39	61	12
令和5年度		1,252	2,646	479

	身体障害者	252	597	74
	知的障害者	245	291	137
	精神障害者	730	1,722	262
	その他の障害者	25	36	6
令和６年度		1,225	2,632	488
	身体障害者	241	564	80
	知的障害者	233	354	144
	精神障害者	715	1,682	258
	その他の障害者	36	32	6
令和７年度				
	身体障害者	11 月頃に東京都より公表		
	知的障害者			
	精神障害者			
	その他の障害者			

（東京労働局「職業安定業務年報」より）

② 都内の特例子会社* の状況

昭和５１年（１９７６年）の職業安定局長通達で定められた「特例子会社制度」は、昭和６２年（１９８７年）の障害者雇用促進法の改正で法制化され、平成１４年（２００２年）１０月１日からはグループ適用が開始されています。

令和７年（２０２５年）６月１日現在、東京都の特例子会社２０１社のうち、２３区内に１７２社が所在する一方、島しょ部を除く多摩地域には２９社が所在しており、東京都全体の１４．４％を占めています。

3 障害者施設（障害福祉サービス等事業所）の状況

（1）障害福祉サービス等事業所数の推移（各年3月31日現在）

平成27年度（2015年度）に中核市へ移行したことで、東京都から事業者指定事務の権限が移譲され、八王子市独自の事業者指定事務を進めてきました。市内の障害福祉サービス等事業所数は、令和元年度では745事業所でしたが、令和7年度（2025年度）には、850事業所となっています。これは、令和元年度（2019年度）に比べ、12．4%増となっています。

障害福祉サービス等事業所数　　単位：事業所数

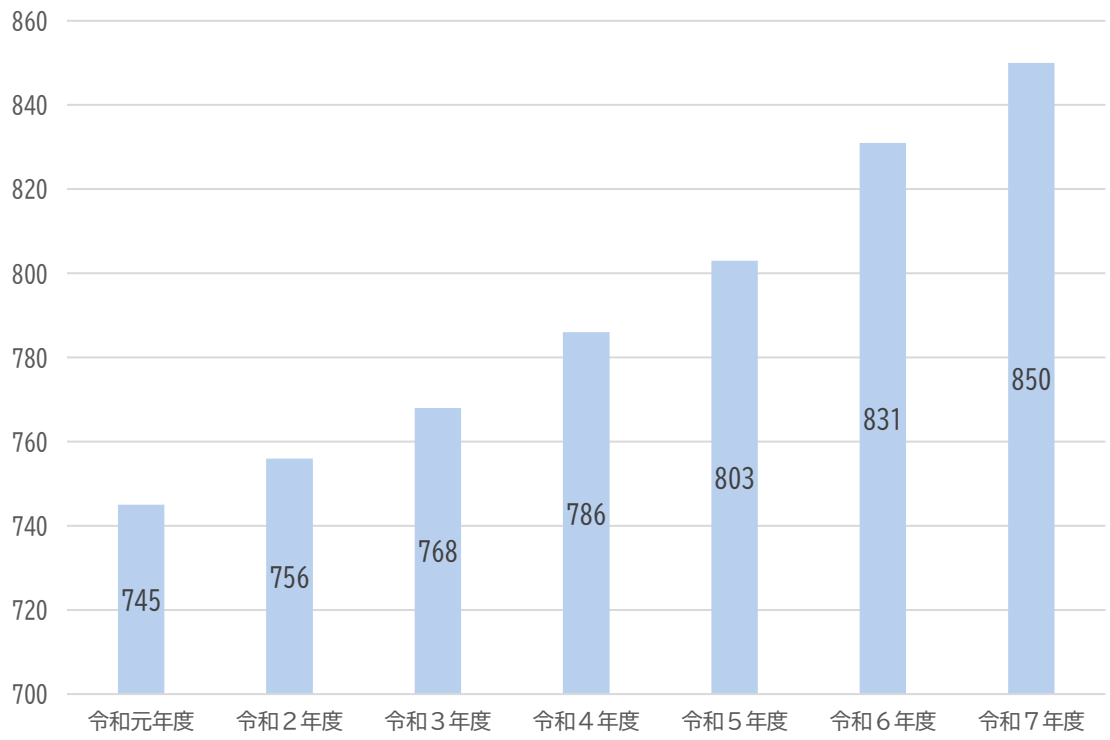

（2）障害福祉サービス等事業所の状況

障害福祉サービス等事業所は増加傾向にありますが、就労継続支援B型*、共同生活援助（グループホーム）、児童発達支援、放課後等デイサービスといった特定の障害福祉サービス等を提供する事業所が増加しています。

そのため、障害者施設整備方針で優先的な整備誘導を行うとしたサービスを提供可能な事業所が増加しているか検証が必要です。また、地域で必要としているサービス（需要）と提供されているサービス（供給）との実態（需給ギャップ）を確認する仕組みが必要です。

4 施策推進にあたっての課題

本市の総人口は、ほぼ横ばいではあるが減少傾向となり始めた一方、６５歳以上の高齢者人口は増加しています。これに伴い、障害者及びその家族の高齢化も進行しています。加えて、愛の手帳（東京都療育手帳）や精神障害者保健福祉手帳の所持者数についても、制度の周知が進んだこともあり、増加し続けています。このことから、総人口に対する障害者数の割合は増加し続けており、今後もサービスの確保を図らなければならない状況にあります。

障害者を取り巻く現状については、時代のニーズや障害者及びその家族の高齢化などの状況に応じた支援の提供が必要とされています。そこで八王子市障害者地域自立支援協議会* において継続的な協議や意見交換を通じて、次のような地域課題を把握・整理しました。

本計画においては、これらの地域課題の解決に向けて、必要なサービスを提供するため、様々な施策を実施していきます。

項目	地域課題
相談支援	・総合的な相談支援体制の構築 ・地域生活支援拠点* の整備を通じて、必要な時に支援が提供される状況 ・制度の縦割りによるライフステージ* 間の支援を断絶しない、他の関係機関との連携、協働のためのネットワークの構築 ・計画相談事業所の人材確保・経営の安定化を通じた、ケアマネジメントの充実
地域移行	・地域とのつながりの強化 ・重度化・高齢化にも対応した、地域で障害者（児）が受け入れられる環境の整備 ・地域移行に係る障害者支援のネットワークの強化
就労支援	・農福連携の推進等の新たな雇用の創出 ・福祉施設から一般就労への移行及び定着 ・就労に関する相談体制の充実

	・利用者の就労準備性向上と就労移行支援事業* 所の運営安定化による安定就労支援の充実 ・重度訪問介護が就労・就学で利用できる制度設計
生活支援	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・介護を行う家族支援の充実 ・移動手段の制約に対応するためのドアツードア支援 ・外出機会を制限しない、ガイドヘルパー* の確保
障害者施設	・地域が必要とする障害者施設の誘導的な整備 ・重度障害者向け等の支援困難者に対応する施設の充実 ・施設における業務の効率化による人手不足解消の推進 ・障害福祉サービスの地域特性を踏まえた提供体制の最適化 ・短期間・行動障害に対応できるヘルパーの確保 ・有資格者の確保・処遇改善による人材確保 ・グループホームの受入体制と契約条件の標準化・調整 ・高齢化・重度化・多様化ニーズへの対応
災害対策	・避難情報等の発信 ・障害者が安心して避難できる避難所受け入れ態勢の構築 ・避難所に避難できない方への支援
障害児支援	・重症心身障害児* 及び医療的ケア児の支援体制の構築 ・発達障害に係る相談支援の充実 ・障害児の切れ目のない支援体制の構築 ・医療的ケア児等コーディネーターの人材確保・インクルージョン* 推進のための体制構築
権利擁護	・障害理解の推進 ・虐待防止及び差別解消のための研修及び啓発の充実 ・虐待・差別のグレーゾーンにおける対応機関の役割整理と連携強化

第　３　章

計画の基本的な考え方

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本目標

本計画では、前計画である「八王子市障害者計画・第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画」の基本目標“全ての障害者が、必要な支援を受け、社会参加し、地域で、安定し、充実した自立生活ができるまちづくり”を継承し、障害の有無によって分け隔てられることなく、地域で安心し充実した生活が送られる社会の実現を目指してきました。

この方針は、国の「障害者基本計画」の基本理念である“共生社会* の実現”や、本市の基本構想・基本計画である「八王子未来デザイン２０４０」にて“地域づくり”を推進していく考え方と合致していることから、今回の中間見直しにおいても、これまでの基本目標を継承し、引き続きその実現に向けた取組を推進していきます。

【基本目標】

全ての障害者が、必要な支援を受け、
社会参加し、地域で、安定し、
充実した自立生活ができるまちづくり

２　基本方針

基本目標実現のためには、全ての障害者が、それぞれの地域ごとの特性や、それぞれの事情に則した支援を受け、自ら判断し、選択し、主体的な生活を送ることができる環境を整備し、障害のある人もない人も、全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に生き、共に創り出す社会を築くことが必要です。

この社会を築くため、本市では圏域のあり方や、その圏域ごとの支援について

検討し、障害者が日常生活を営む上でのあらゆる障壁の除去に努め、障害者が自立し、地域で安心して暮らしていく地域づくりを行い、障害のある人とない人がともに学び、働き、支えあうことができる環境を整備することが必要と考え、本計画において、これらを達成するため、次の３つの基本方針を定め、障害福祉施策を推進していきます。

なお、これらの推進にあたっては、障害者本人だけでなく、家族、支援者、事業者、行政など、それぞれの立場の視点も必要です。障害の重度化防止、早期発見や療育へのつなぎ、虐待防止、家族の生活も守るといった様々な視点を通じて、課題が深刻化する前の段階から必要な支援につなげる予防的な取組を進め、すべての市民にとっての持続的な共生社会* を目指し、生活課題の深刻化を防ぐ予防型福祉行政を進めてまいります。

暮らしやすさ

（1）安心して暮らせる地域づくり
～地域生活への移行と自立した暮らしを支援する環境の整備

地域で社会の一員として尊重され、自分らしく暮らしたいと思うことは、全ての人の願いです。障害者が病院や施設から地域生活へ移行し、住み慣れた地域で、自立し安心して暮らしていくために、福祉・保健・医療にかかる支援や、相談・情報などの日常生活に必要なサービスを提供し、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

自分らしさ

（2）ともに学び、働き、社会参加できる地域社会に
～教育・労働・社会活動への参加を支援する体制の充実

障害の有無にかかわらず、いきいきと暮らしていける社会の実現のためには、障害者一人ひとりが、個性と能力を発揮した活躍の場を持って生活できる共生社会の実現が必要です。社会を構成する一員として、障害のある人もない人も、ともに学び、働き、社会参加できる地域社会を実現していくために、学習環境・就労環境を整備するとともに、地域活動、スポーツ・芸術活動などへの参加を支援し、社会参加を推進します。

（3）ともに支えあえる地域社会の実現を
～地域でともに支えあう社会の実現と障害者の権利擁護

つながり

障害者が地域で安心して暮らすためには、地域の理解は何よりも大切であり、私たち一人ひとりが、障害について理解を深めることにより、差別や偏見は解消されます。障害のある人もない人も地域でともに支えあう社会を築いていくために、障害者同士や地域の方々との交流を推進していきます。

3 基本方針を支える柱（目指す姿）

障害者計画では、基本方針を達成するため、基本方針を支える柱を次の５つに設定し、各種障害福祉施策を体系的に整理し取り組んでいきます。

柱１：一人ひとりに応じた適切な支援

・本人が希望する生活の実現に向け、障害者とその家族が身近な場所で相談できる体制の充実を図ります。
・障害者やその家族が安心した生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉が連携し、一人ひとりに応じた支援の充実を図ります。

柱２：地域サービスの充実・地域生活への移行支援

・病院施設の入所者が地域生活へ移行し継続して暮らし続けられるよう、障害福祉の充実を図ります。
・医療的ケアや肢体不自由の障害者（児）、発達障害* 児への支援の充実を図るとともに、地域で包括的な支援が受けられる体制づくりを推進します。
・障害者が地域で自立した生活ができるよう、各種制度や手当に関する情報発信・周知により利用を促すとともに、支援の充実を図ります。

柱３：地域で支えあい、活躍できる環境整備

・働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮し、働き続けられるよう就労支援体制の充実を図ります。

・障害者が適切な教育を受けられるよう、教育環境を整備するとともに、誰でも学べる学習環境の充実を図ります。

・障害者がその適性を活かし、地域活動、スポーツ・芸術活動に参加できる環境づくりを推進します。

柱４：インクルーシブ社会* の推進

・障害理解について、幅広く市民への普及啓発を行うとともに、関係機関と連携し、障害を理由とする差別の解消や、権利擁護のさらなる推進、虐待の防止に努めます。

・障害者が地域とつながり、支えあい、地域で暮らすことができるよう、障害への理解を深めるための交流の場や、障害福祉に携わるボランティア活動の環境の整備を推進します。

・障害のある人もない人も気軽に外出し、地域で安心して生活できるよう、公共交通機関や道路、建築物等のハード面と、情報提供、意思疎通の支援等のソフト面の両面からバリアフリー* 化のさらなる推進を図ります。

柱５：質の高い生活環境の提供

・障害者が地域で安全・安心な生活ができるよう、防災・防犯対策のさらなる充実を図ります。

・利用者の一人ひとりに応じた良質なサービスを選択できるよう、障害者施設における福祉サービス及び福祉人材の質の向上を図ります。

・障害者の地域生活を支えるため、居住環境と日中活動の場の整備を図ります。

第４章

障害者計画（施策の展開）

第4章　障害者計画(施策の展開)

障害者を取り巻く状況は年々変化し、障害者の増加や障害の重度化、そして障害者とその家族の高齢化は、今後さらに進んでいくと考えられます。

本市は、これらの状況に対応するため、地域の関係機関と連携し、地域とのつながりを強化するとともに、中核市として有する権限を活用して障害福祉サービスの質の向上や支援体制の充実を進めることで地域課題の解決を図りながら、今後を見据えた障害者施策を実施し、情報化社会の発展など、時代の変化にも対応していく必要があります。

障害者計画においては、世の中の状況を的確に捉え、様々な利用者のニーズに柔軟に対応した施策を展開し、目標を達成するための取組として、次のとおりそれぞれの柱の下に施策項目を設定し、障害福祉施策に取り組んでいきます。

参考:中核市とは

中核市は、人口20万人以上などの要件を満たし、政令で指定された市です。住民に身近な行政サービスをより主体的かつ総合的に実施できるよう、都道府県が担っている事務・権限の一部が移譲されています。保健衛生、福祉、環境、まちづくりなど幅広い分野において、地域の実情に応じた施策を、自らの判断と責任の下で実施できることが特徴です。

障害福祉分野では、身体障害者手帳の交付をはじめ、障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所等の指定・指導監督に関する権限を有しています。そのため、障害者への支援を身近な場所で実施できるほか、事業所の適正な運営の確保や支援の質の向上に向けた取組を推進することができます。

今回の中間見直しにおいて、本市では、中核市としての権限を活用し、障害の重度化・障害者の高齢化への対応、医療的ケアが必要な人への支援、福祉人材の確保・定着などの地域課題の解決に取り組むとともに、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりを推進していきます。

方針を支える柱	目標達成のための取組	施策項目
柱1 一人ひとりに応じた適切な支援	①相談体制の強化	1 地域生活支援拠点* 等の運用
		2 障害者ケアマネジメント* の充実
		3 日常生活に関する相談・情報提供体制の拡充
		4 障害者ひきこもり対策
		5 住宅設備改善に関する相談の充実
		6 ライフステージ* に即した支援の充実
	②保健・医療サービスの充実	7 保健福祉サービスの充実
		8 早期発見・早期治療体制の整備
		9 医療連携の推進
		10 救急医療体制等の充実
		11 医療の整備
		12 医療費に対する支援
		13 福祉・保健・医療の連携体制の推進

方針を支える柱	目標達成のための取組	施策項目
柱2 地域サービスの充実・地域生活への移行支援	①地域生活への移行	14 病院・施設等から地域生活への移行推進
		15 当事者活動の支援
		16 居住支援事業の充実
	②障害児のサービス提供体制の構築	17 障害児への支援の充実
		18 重症心身障害児* ・医療的ケア児*への支援
		19 発達障害* 児への支援
		20 難聴児への支援
		21 障害児保育の充実
		22 障害児の放課後活動(余暇支援)の充実
	③地域で生活するための体制整備	23 ホームヘルプサービス等介護給付の充実
		24 ガイドヘルパー* 等派遣事業の拡充
		25 訪問入浴サービスの推進
		26 一時保護施設の拡充
		27 緊急一時保護* (家庭)の実施
		28 機能回復訓練* 事業の実施
		29 日常生活用具* の給付・補装具* 費の支給
		30 心身障害者や難病* 患者への福祉手当の支給
		31 障害者の家族のネットワークづくりの促進
		32 介護を行う家族支援の充実
		33 障害者が暮らしやすい住宅の整備
		34 住宅設備改善の給付
		35 社会参加への環境整備
		36 情報機器* の活用
		37 重層的支援体制の強化

方針を支える柱	目標達成のための取組	施策項目
柱３ 地域で支えあい、活躍できる環境整備	①障害者就労のさらなる促進	38 情報提供・相談機能の強化
		39 就労ネットワークの構築
		40 就労移行支援施設等の活用
		41 個別移行支援計画の活用
		42 就労定着の推進
		43 企業への啓発及び就労・雇用の拡大
		44 通所施設* での福祉的就労* の促進
		45 雇用施策との連携による重度障害者等への就労支援
	②共に学べる学習環境の推進	46 通常学級における支援の充実
		47 通常学級における障害理解の推進
		48 就学前の療育の充実
		49 特別支援学級* の充実
		50 高等教育の機会の確保
		51 講座・講習を受けるための環境整備
		52 自主的な学習活動を行うための場の提供
		53 重度障害者への大学修学支援
	③スポーツ・芸術活動の推進	54 イベント等による活動の促進

方針を支える柱	目標達成のための取組	施策項目
柱４ インクルーシブ社会* の推進	①障害理解、差別解消、虐待防止、権利擁護のさらなる推進	55 障害理解に関する教育の推進
		56 権利擁護の推進
		57 成年後見制度* の利用促進
		58 再犯防止の推進
	②地域で支えあえる生活環境の推進	59 交流活動の推進
		60 ボランティア参加のための環境整備
	③バリアフリー* 社会の推進	61 バリアフリー化の促進
		62 移動環境の整備

方針を支える柱	目標達成のための取組	施策項目
柱５ 質の高い生活環境の提供	①防災・防犯対策の連携・強化	63 防災対策の推進
		64 福祉避難所の整備
		65 防犯対策の推進
	②福祉サービスの質の向上	66 福祉関係者の資質向上
		67 福祉人材の確保
	③障害者施設整備の充実	68 居住施設等の整備
		69 共生型サービス事業所の整備
		70 療育* の整備

柱１ 一人ひとりに応じた適切な支援

① 相談体制の強化

施策1 地域生活支援拠点* 等の運用

現状

●障害者の高齢化・障害の重度化や「親亡き後」を見据え、地域の関係機関を活かし、障害者の日常生活を支援するためのネットワークを円滑に活用するため、拠点協力事業所や拠点コーディネーターを設置。その中で、すべての要求に応じられる相談支援体制が必要になっている。

取組

○グループホーム* など、地域の社会資源を活かし、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活が困難になるリスクが高い方(世帯)の把握に努めるとともに障害者の日常生活の支援を図っていきます。

○令和7年度に開設した基幹相談支援センター* において地域の相談支援体制を強化するとともに、拠点協力事業所の充実により、地域資源とのネットワーク強化に取り組んでいきます。

○緊急時の受け入れ態勢について、より安定し、ニーズに即した緊急対応がとれる体制構築を進めていきます。

施策2 障害者ケアマネジメント* の充実

現状

●サービス等利用計画作成のセルフ率が非常に高い。

●相談支援専門員が不足し、計画相談のサービスを希望する方が十分に利用することができていない。

取組

○令和7年度に開設した基幹相談支援センターにおいて、事業所の人材育成や事業運営のスーパーバイズ* を行うことで、相談支援事業所の運営力を強化し、相談を希望する利用者がサービスに繋がりやすい環境づくりに努めます。

○地域における障害者の自立と社会参加を支援するため、サービス等利用計画の策定時に個々の利用状況を把握し、必要に応じて内容の調整や見直しを行い、サービスの向上を図ります。

施策3 日常生活に関する相談・情報提供体制の拡充

現状

●はちまるサポートや高齢者あんしん相談センターなどの設置により、複雑化した生活の困りごとにも対応できる相談環境が整ってきているが、障害分野の相談を総合的に対応できる相談窓口が必要とされている。

●相談支援専門員が不足しており、障害福祉サービス等の相談に十分応えられていない。

●医療機関、児童発達支援センター及び発達障害* 児支援室において、障害児の発達相談を受けている。

●福祉サービスやその他様々な制度についての情報が必要な人に十分に行き渡っていない。

●高次脳機能障害* のように外見から分かりにくく複合的な支援を要する障害では、支援の必要性が周囲に理解されにくく、適切な支援につながらない場合があり、障害の特性を踏まえた対応が必要である。

取組

○基幹相談支援センター* において、障害分野の支援者支援にも対応した総合的な相談支援体制の構築を進めます。

○保健、医療、教育、労働、児童、高齢等の他分野とも連携し、ライフステージ* に即した、包括的な相談支援体制を構築します。

○相談支援専門員の人材確保及び研修の実施、事業運営へのスーパーバイズ* により、相談・情報提供機能のさらなる向上を図り、サービス利用の計画相談の利用者を増やします。

○権利擁護、地域移行、就労支援、児童支援、地域継続、緊急一時支援、福祉事業所、防災など分野ごとの地域課題の抽出を障害者地域自立支援協議会* と共に行い、課題解決に向けた体制づくりに努めます。

○はちまるサポートを通じた生活課題の早期発見、社会資源の把握などの取組により、課題やニーズに応じた支援につなげるとともに、関係機関のネットワークを活用し、複雑化・複合化した課題に多機関で対応できる体制の整備を進めます。

○様々な障害者からの多様な相談に対応できるよう、地域の障害者団体などとの連携を強化します。

○障害児の一貫した発達についての相談を受けるとともに、児童期から成人期への移行においても切れ目のない支援につながるよう、関係機関との情報共有及び連携を推進します。また、増加・複雑化する相談ニーズに対応するため、医療・福祉・教育等が連携するワンストップ型の相談支援体制の整備を検討します。

○市で発行している福祉のしおりや、市ホームページなどを活用し、必要な人に必要な情報が行き届くよう情報発信をしていきます。

施策4 障害者ひきこもり対策

現状

●発達障害*児支援室において未就学の障害児及び就学児(不登校児童を含む)の療育* を実施し、早期対応により、ひきこもりの防止に取り組んでいる。

●地域とのつながりがなく、家族のみで障害者を支えていると、ひきこもりが長期化する傾向がある。

取組

○家族、行政、医療機関、福祉施設、学校、地域などとの連携や、相談支援事業所の活用により、相談支援・情報提供を図ります。

○地域とのつながりが少ない障害当事者や家族を支援するため、医療機関への受診等につなげていきます。

施策5 住宅設備改善に関する相談の充実

現状

●住宅設備の改善を必要としている人がいる。

取組

○施工業者による団体が行っている住まいのなんでも相談会など、関係所管と連携し、相談機会の提供を進めていきます。

○市で発行している福祉のしおりや、市ホームページをはじめ、様々な手法を活用し、制度の周知など情報発信をしていきます。

施策6 ライフステージ* に即した支援の充実

現状

●障害者のライフステージに即した総合的な相談支援体制の整備が十分ではない。

取組

○障害者及び障害者の家族に対して、ライフステージ* に即した支援の実現のため、相談を総合的に受け付けることができる体制の整備を図ります。

② 保健・医療サービスの充実

施策7 保健福祉サービスの充実

現状

●保健師・栄養士・歯科衛生士による健康づくりの相談等を必要としている人がいる。

取組

○保健福祉センターにおいて、引き続き健康に関する相談等を実施していきます。

施策8 早期発見・早期治療体制の整備

現状

●市民を対象とした各種健診(検診)を実施しているが、このことに対する相談体制は十分ではない。

取組

○障害者の健診(検診)の受診に関する相談体制について、対応できる支援の充実を図ります。

施策9 医療連携の推進

現状

●地域の医療機関に対し、障害理解の促進に向けた周知・啓発活動が十分ではない。

●障害者支援施設、共同生活援助事業所が、協力歯科医療機関を定めることの義務化を実施している。

取組

○八王子市中核病院(東京医科大学八王子医療センター及び東海大学医学部付属八王子病院)と一般病院、診療所との連携を進めるとともに、地域の医療機関における障害理解の促進や支援体制の構築を図ります。

○小児・障害メディカルセンター内の障害者歯科診療所を中心とした、障害者歯科医療連携を推進します。

施策10 救急医療体制等の充実

現状

●夜間救急診療室の運営のほか、障害の有無に関わらず、救急医療体制を整備している。

取組

○継続的な救急医療体制を確保するため、八王子市医師会等と連携を図ります。

施策11 医療の整備

現状

●成人期の医療的ケアを必要とする重度・重複障害者* のための医療体制が十分ではない。

●小児・障害メディカルセンターにおける障害者診療所等の充実を図るため、小児障害外来の事業費の一部を補助している。

取組

○医療的ケアを必要とする重度・重複障害者のために、医療機能と地域の障害福祉事業所等と連携を図り、スムーズな受け入れ体制を整えていきます。

○小児・障害メディカルセンターにおける障害者診療の受け入れ等の充実を図ります。

施策12 医療費に対する支援

現状

●障害者医療費助成を行っているが、十分な状況には至っていない。

取組

○障害の種別程度にあった医療費の助成を行います。

○市で発行している福祉のしおりや、市ホームページをはじめ、様々な手法を活用し、制度の周知など情報発信をしていきます。

施策13 福祉・保健・医療の連携体制の推進

現状

●福祉・保健・医療の各機関が必要に応じて連絡調整を図っているが、さらなる連携が必要である。

●障害児者やその家族のニーズが多様化・複雑化する中、相談、療育* 支援、医療的ケア支援等を切れ目なく提供するため、福祉・保健・医療・教育の関係機関がより一層連携した支援体制の構築が求められている。

取組

○福祉・保健・医療の連携のみならず、他機関とも連携し、困難ケース等の解決に向けて重層的な支援を行っていきます。

○福祉、保健、医療及び教育の連携を強化するとともに、相談支援、療育支援、発達支援及び医療的ケア支援を一体的に提供する体制の充実を図り、障害児者及びその家族に対する切れ目のない支援体制の構築を進めます。

柱２ 地域サービスの充実・地域生活への移行支援

① 地域生活への移行

施策14 病院・施設等から地域生活への移行推進

現状

●病院・施設と地域社会をつなぐ総合的な支援体制・相談窓口が求められている。

●障害者の地域生活への移行を進めるにあたり、様々な要因や課題を関係者が相互に共有することが求められている。

●障害の重度化・障害者の高齢化により地域社会での受け入れが難しくなっている。

●障害者が安心して地域社会で暮らしていくためには、地域住民のさらなる理解が必要となっている。

取組

○社会的入院者、施設入所者等の地域生活への移行・定着を推進するため、地域の支えあいや居住の場・日中活動の場の整備とサービスの向上を働きかけます。

○重度・重複障害者* 向けや医療的ケアといった支援困難者向け障害者施設の整備促進に取り組み、地域生活への移行を推進します。

○基幹相談支援センター* において、障害者地域自立支援協議会* 等と協働するとともに、病院や施設関係者、地域の支援者との情報共有や研修の相互参加など、連携を強化することで、地域生活への移行を推進します。

○自立生活に向けた訓練施設等を引き続き活用します。

○地域生活への移行支援のためのピアサポート* 活動の推進を図ります。

施策15 当事者活動の支援

現状

●様々な理由により悩む障害者に対して、相談支援事業所などがピアサポートを行っているが、需要に追い付いていない。

取組

○障害福祉サービス事業所のピアサポーター雇用を促進するなど、障害当事者活動の支援を充実していきます。

○東京都が実施するピアサポート研修等を活用し、当事者活動への支援の充実を図ります。

施策16 居住支援事業の充実

現状

●障害者の居住に関する相談や入居の紹介、手続きなどの支援を行っているが、入居が困難となるケースもある。

取組

○関係機関等と連携し、居住に関する相談や入居の紹介、手続きなどの支援の充実を図ります。

○不動産会社等に障害者の地域での生活について、理解を働きかけていきます。

○居住支援法人制度等を活用し、障害者の住宅確保の支援を進めていきます。

② 障害児のサービス提供体制の構築

施策17 障害児への支援の充実

現状

●成長に応じた切れ目のない支援を行うため、1歳半健診等で「はちおうじっ子マイファイル*」を配付している。

●障害児の一貫した発達について、相談する場が十分ではない。

●児童発達支援センターは、障害児及び家族への支援のほか、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ*・コンサルテーション機能や地域のインクルージョン*の推進など4つの中核機能が求められている。

取組

○相談窓口をまとめたはちおうじっ子の相談窓口を配布し、相談先の周知を図ります。

○児童発達支援センターのほか、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関と連携し、既存の地域資源を活用した面的な支援体制の整備により、地域全体で中核的支援機能を確保し、全ての子どもが障害の有無に関わらず共に成長するための移行支援や地域のインクルージョンを充実していきます。

○障害者地域自立支援協議会* 子ども部会において、地域におけるインクルージョン推進に向けた現状や課題の把握を行い、必要な支援体制の整備や施策の推進に取り組みます。

施策18 重症心身障害児*・医療的ケア児*への支援

現状

●医療的ケア児・者とその家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、ライフステージ* を通じた継続的な支援の確保が求められている。

●重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる施設が少ない。

●医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児等の相談を実施している。

取組

○医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにその家族が地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携を強化し、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。

○医療的ケア児の相談窓口には、医療機関と連携した核となる医療的ケア児等コーディネーターを配置するとともに、福祉施設等にも資格要件を満たしたコーディネーターを配置し、当事者及びその家族の地域社会での生活を支援します。

○看護師等が重症心身障害児(者)等の自宅を訪問して看護を行う在宅レスパイト* 事業について、利用時間上限の拡大及び、家族の休養(レスパイト)に加え、就労等を目的とした利用の対象拡充について検討します。

○重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れについて、補助制度を活用した障害福祉サービス事業を事業者に働きかけます。

○医療的ケア児支援検討会を通じて、関係機関との連携強化を図ります。

施策19 発達障害*児への支援

現状

●子どもの発達や成長に関する様々な相談を総合的・横断的に対応する相談体制の整備が必要とされている。

●発達障害児の家族等への支援体制の確保が必要である。

●幼児教育・保育施設に公認心理師等を派遣する巡回発達相談のニーズが年々高まっている。

取組

○子どもの発達や成長に関する様々な相談を総合的・横断的に対応する相談体制の整備を図ります。

○児童発達支援センターを地域の中核として、障害や発達に遅れのある児童に対し、その乳幼児期に適切な早期対応を行い、切れ目のない支援及び集団療育並びに家庭での子育てにかかわる相談に取り組みます。

○発達障害児支援室(からふる)において、発達に偏りや遅れのある児童の成長を支援するため、早期発見、早期対応につながる相談や療育* 支援に取り組みます。

○発達障害* 児の家族等を支援するため、ペアレントメンター* を活用した家族同士の情報共有・交流の場を引き続き設けるとともに、発達障害児の家族等を支援するため、保護者が子どもの発達特性に応じた関わり方を学べるよう、アセスメント* 結果を活用したペアレントトレーニングの導入を検討します。

○幼児教育・保育施設に在園する発達障害のある、またはその疑いがある児童について、公認心理師等が具体的なアドバイスを行う巡回発達相談の充実を図ります。

○5歳児健康診査の本格実施に向け、実施体制やフォロー体制の検証を行うとともに、専門的医療機関との連携強化や初診待機の解消に向けた取組を進めます。

施策20 難聴児への支援

現状

●難聴の発見の遅れにより、適切な支援が受けられないことがある。

●身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児について、補聴器を装用することにより、言語の獲得やコミュニケーション能力等を身に付ける効果があるため、補聴器の費用負担が求められている。

取組

○新生児聴覚検査受診を促進し、新生児聴覚検査費用の一部を助成します。

○中等度難聴児を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成する事業を引き続き支援します。

施策21 障害児保育の充実

現状

●保育所、学童保育所における障害児の在籍数が増加しており、障害児の受け入れニーズも高まっている。

●保育所、幼稚園での巡回発達相談を実施している。

●保育所、学童保育所において、障害児の受け入れに配慮している。

取組

○保育所、学童保育所において、引き続き障害児の受け入れ拡充を図ります。

○保育所、幼稚園での巡回発達相談の拡充を図るとともに、関連機関と連携し、保育従事者のスキルアップに取り組みます。

○障害児以外の児童との集団生活の適応のため、保育所等訪問支援の活用を図ります。

○保育所等訪問支援事業所の拡充を働きかけていきます。

施策22 障害児の放課後活動(余暇支援)の充実

現状

●放課後等デイサービス事業所数は年々増加しているが、重度・重複障害* 児を対象とする事業所数は十分ではない。

取組

○重度・重複障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所等の拡充のために、既存の補助制度の充実を図ります。

○放課後等デイサービスをはじめ、日中一時支援を活用し、放課後活動の充実を図ります。

③ 地域で生活するための体制整備

施策23 ホームヘルプサービス等介護給付の充実

現状

●障害の重度化や介護する家族の高齢化、家庭状況の変化などにより、サービスの支給量が増加している。

●利用者のニーズに十分に応えられるよう、サービスの質の向上を図る必要がある。

●ヘルパー不足により、サービスを十分に利用できていない。

取組

○サービスの質の向上に資するよう、事業者向けの研修開催等に努めます。

○サービス提供事業者に対し、適切な指導や関係機関との連携を行うこと等により、サービスの質の向上を図ります。

○ヘルパー不足に対応するため、市内事業者と連携した就職相談会を実施し、人材の確保に努めます。

施策24 ガイドヘルパー* 等派遣事業の拡充

現状

●ガイドヘルパーの不足により、サービスを十分に利用できていない。

●同行援護、移動支援の支給基準を上回る支給量を求められる場合がある。

●複雑化する障害者のニーズに十分応えられるよう、サービスの質の向上を図る必要がある。

●移動支援の利用について、対象の拡大等を望む声がある。

取組

○同行援護、移動支援のガイドヘルパー等の養成など、地域における派遣体制の整備を引き続き取り組んでいきます。

○障害者に配慮したサービスの支給量を確保します。

○サービスを提供する事業者に対し、適切な指導等や関係機関との連携を行うことにより、サービスの質の向上を図ります。

○移動に関する支援がより利用しやすいものとなるよう、利用対象者の範囲など、総合的な観点から制度を再構築します。

施策25 訪問入浴サービスの推進

現状

●訪問入浴を希望する重度障害者が増えている。

●利用回数の増加や、利用者負担額の軽減を望む声がある。

取組

○在宅の重度障害者(児)の身体の清潔と健康維持のため、訪問入浴サービス事業を推進し、在宅福祉の向上に努めます。

○入浴に関する支援がより利用しやすいものとなるよう、総合的な観点から制度を検討します。

施策26 一時保護施設の拡充

現状

●一時保護施設の数は近年増えておらず、施設の利用ニーズへの対応についても十分とはいえない。

●精神障害者や医療的ケアを必要とする方、強度行動障害* の状態にある方の受け入れができる施設が少ない。

取組

○グループホーム* などに対し、一時保護施設としての機能をもたせるための働きかけを行います。

○既存の一時保護施設に対し、受け入れの拡大を働きかけます。

○一時保護施設と医療機関等との連携を図ります。

施策27 緊急一時保護(家庭)の実施

現状

●一時的に家庭での介護が困難になったときに利用できる制度として需要が高い。

取組

○利用しやすいよう、事業を継続して実施します。

施策28 機能回復訓練* 事業の実施

現状

●脳性麻痺*、パーキンソン病等、難病*を含む様々な障害の機能回復訓練(機能の維持を含む)は、医療機関で行っているが、退院後も継続して訓練を望まれる障害者がいる。

取組

○医療機関等との連携により、機能回復訓練に関する事業の実施を進めます。

施策29 日常生活用具* の給付・補装具* 費の支給

現状

●市ホームページや窓口等を通じ、日常生活用具の給付等の情報提供を行っている。

●技術の進歩により様々な用具が実用化されていることから、利用者のニーズも多様化している。

取組

○日常生活を支援するため、個々にあった日常生活用具を給付するとともに、補装具費を支給します。

○市ホームページや窓口等を通じ、引き続き日常生活用具の給付等の情報提供を行います。

○利用者のニーズに即した日常生活用具等の給付を行います。

施策30 心身障害者や難病* 患者への福祉手当の支給

現状

●雇用機会が少ない影響などにより、経済的困窮者が多い。

●各種手当の支給件数が増加している。

取組

○心身障害者や障害児を扶養する保護者、難病患者等に対し、引き続き各種手当を支給します。

施策31 障害者の家族のネットワークづくりの促進

現状

●障害者の家族会について、相談やサポート等を行っており、今後も引き続き取り組む必要がある。

取組

○障害者の家族のネットワークづくりや、障害当事者とその家族との相談の機会を増やしていきます。

○家族会に関する情報提供を行っていきます。

施策32 介護を行う家族支援の充実

現状

●介護を行う家族が身体的、精神的な疲労や高齢化が進み、家族だけでの介護ができなくなっている。

●重症心身障害児(者)* の家族等が一定時間の休養や就労継続を支える支援が求められている。

取組

○一時保護施設の受け入れの拡大に向けて、医療機関など幅広く施設に協力を働きかけるなど、医療的ケア児* などの介護を行う家族がリフレッシュできるレスパイト* 機能の充実を図ります。

○重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業を適切に運用し、重症心身障害児(者)の家族等が休養できる環境の充実を図ります。

○重症心身障害児(者)等を対象とした居場所づくりや放課後等支援の充実を図ります。

施策33 障害者が暮らしやすい住宅の整備

現状

●障害者が暮らしやすい住宅が求められている。

取組

○市営住宅について、障害者が自立して生活できるよう、バリアフリー* 化を促進します。

○居住支援法人制度等を活用し、障害者の住宅確保の環境を整備します。

施策34 住宅設備改善の給付

現状

●住宅設備改善の給付を必要としている人がいる。

取組

○障害者が生活しやすい住宅への改修を促進するため、住宅設備改善の給付を引き続き行います。

施策35 社会参加への環境整備

現状

●市内の美術館や市民会館、スポーツ施設等において入館料や使用料の減免を実施し、障害者が社会参加しやすい環境の整備を図っており、今後も拡充を図る必要がある。

●福祉まつりや、ふれあい運動会等のイベントへの障害者の参加を促進しており、引き続き取り組んでいく必要がある。

●就労継続支援B型* や生活介護* 等の日中の通所系サービス利用後も安心して過ごせる場所や、障害福祉サービス事業所等以外の社会参加による多様な視点での生きがいづくりを促進する必要がある。

取組

○障害者がスポーツやレクリエーション、芸術活動など、社会参加しやすい環境をつくるため、各種関係機関や団体に対し活動機会の拡充に向けて啓発を進めます。

○ボランティアセンターや市民活動支援センターで行っているボランティア活動等を活用し、社会参加の機会を増やしていきます。

○一般就労を目指す障害者の生きがいづくりの場を通じた社会参加の促進や、いわゆる18歳の壁に対応した居場所づくりに取り組みます。

施策36 情報機器* の活用

現状

●情報機器の提供や機器の活用を学ぶ機会において、障害者への情報提供に関する環境整備を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。

取組

○社会環境の変化に応じて障害者等へ、より適切な情報提供の手段を検討し、効果的な情報機器の活用を図ります。

施策37 重層的支援体制の強化

現状

●障害者やその家族が抱える複合的な課題に対応するため、身近な窓口での相談支援をはじめ、多機関の連携を通じた包括的な支援体制を強化していく必要がある。

取組

○はちまるサポートによる地域へのアウトリーチを充実し、障害福祉サービス事業所等と連携しながら、地域生活課題の早期発見や必要な支援につなげる取組を進めます。

○包括的な相談支援機関を活用し、地域ごとの課題や福祉資源の状況を把握するとともに、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所及び関係機関による連携体制の充実を図り、地域の実情に応じた支援につなげます。

柱３ 地域で支えあい、活躍できる環境整備の充実

① 障害者就労のさらなる促進

施策38 情報提供・相談機能の強化

現状

●就労希望の障害者や雇用を希望する企業に対し、障害者雇用に関する情報及び障害者就労に関する情報の交換や発信が十分ではない。

取組

○障害者就労・生活支援センター* 等を活用し、引き続き障害者向けの職業相談を実施するとともに、障害者と企業の双方に向けた雇用に関する情報の発信を強化します。

施策39 就労ネットワークの構築

現状

●障害者地域自立支援協議会* 等において、就労に関する支援事例の検討や求人に関する情報交換を行うなど、関係機関等との連携を図っているが、さらなる連携の強化が必要である。

取組

○障害者地域自立支援協議会等を活用し、ハローワークや障害者就労・生活支援センター、特別支援学校* 、企業等との連携や情報共有を図りながら、障害者の就労を支援します。

施策40 就労移行支援施設等の活用

現状

●障害者地域自立支援協議会等において、就労に向けた求人情報の提供を行うなど、さらなる連携の強化が必要である。

●福祉的就労* から一般就労を希望する当事者への支援が必要である。

●障害者本人の就労能力や個性を客観的に評価し、社会の一員として活躍するための具体的な支援が必要である。

取組

○就労移行支援施設等を活用し、一般就労への移行を促進します。

○就労選択施設による就労アセスメント* の活用や、職業訓練性の高い福祉的就労* によって障害者本人の希望や適性などに合った仕事が選択できるよう支援します。

施策41 個別移行支援計画の活用

現状

●特別支援学校の卒業見込みの生徒を対象に、就労支援事業所等のアセスメントを行うなど、就労への円滑な移行と就労継続を図っており、引き続き取り組む必要がある。

取組

○特別支援学校の生徒に対する個別移行支援計画を有効活用し、障害者就労・生活支援センター* などが中心となって、障害者、家族、学校、通所施設*（福祉的就労* ）、企業などが連携し、就労支援を促進します。

施策42 就労定着の推進

現状

●一般就労後、就労を定着していけるよう支援が必要である。

取組

○就労を希望する障害者等へ就労定着支援の周知浸透を図るとともに、障害者就労・生活支援センターと連携し、一般就労後の定着を推進していきます。

施策43 企業への啓発及び就労・雇用の拡大

現状

●障害者法定雇用率* を達成している企業等は増加傾向にあるが、障害者雇用が十分ではない企業等もある。

●市内企業への障害者雇用の働きかけや、障害者就労・生活支援センターのジョブコーチ* の派遣等を行っているが、障害者が働くための職場環境の整備は、十分とは言えない。

取組

○障害者法定雇用率が段階的に引き上げられるよう、引き続き市内企業へ障害者雇用の実例等の情報を提供するとともに、障害者雇用への理解及び職場環境整備の促進を働きかけます。

○障害者就労・生活支援センター* のジョブコーチ* の派遣等により、企業が雇用しやすい環境を引き続き整備します。

○超短時間労働を希望する障害者の受入れ及び育成に取り組みます。

○市役所における障害者雇用推進担当を中心に、インターンシップの受入れ、事務センターの設置等による就労環境の整備を進めるとともに、その取組や成果を市内事業者へ発信することにより、市内の障害者雇用の促進をけん引します。

施策44 通所施設* での福祉的就労* の促進

現状

●「八王子市が行う障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、市や外郭団体等に対し障害者就労施設等へ物品やサービスの調達を優先的に活用するよう促しており、今後も継続的に発注を促進し、就労の機会の拡充を図る必要がある。

●障害者の工賃アップや就労意欲の向上を目的として、製品の販路拡大や共同開発等に向けたネットワークの強化を図り、福祉的就労* についてさらに取組を強化していく必要がある。

●障害者の福祉的就労の機会拡大のため、農福連携の取組等が必要である。

●障害特性に応じた就労環境の整備を図っていく必要がある。

取組

○障害者地域自立支援協議会* 等において、障害者の工賃の向上を視野に入れて、官公需* のさらなる拡大を図ります。

○ワークセンターを中心に、企業等に対して障害者福祉施設等が提供する物品やサービスについて、積極的な発注を働きかけます。

○就労継続支援事業* などを活用し、障害者の福祉的就労を促進します。

○地域の実情を踏まえた農福連携を促進するとともに、農業以外の分野として、本市の産業を支える地場産業事業者等との関係機関と連携し、職域の拡大を働きかけます。

施策45 雇用施策との連携による重度障害者等への就労支援

現状

●就労形態の多様化や社会情勢の変化により、重度障害者等の就労機会が増加している。

●重度障害者等が通勤や職場等において、企業の支援を受けても、なお、支障がある場合や自営業者として働く場合に必要な支援を受けられないことで、就業の機会を制限されてしまう現状がある。

取組

○重度障害者等が就労に必要な支援を受け活躍できるよう、必要な制度やサービス等を検討していきます。

② 共に学べる学習環境の推進

施策46 通常学級における支援の充実

現状

●通常学級において支援を必要とする児童・生徒について、心理相談員等による巡回指導や学校サポーター* の配置、就学支援シートの活用等を行っており、引き続き取り組んでいく必要がある。

●保育園・幼稚園・小学校等の関係者との連携及び障害理解に関する知識の習得を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。

●特別な支援を必要とする児童・生徒が増加しており、その背景も多様化・複雑化している。

取組

○通常学級における障害児一人ひとりの教育的ニーズの多様化に応じて、引き続き心理相談員等による巡回指導や学校サポーターの配置による学習支援を行います。

○就学支援シートの活用により、個々にあった支援を提供します。

○小学校を中心に作成するスタートカリキュラム* を活用し、接続期の支援を行います。

○小中学校における、はちおうじっ子マイファイル* 作成のため、支援が必要な児童・生徒の情報を各学校が保管、引き継いでいくサポートファイルを推進します。

○総合教育相談の相談員の専門性を高めることにより、児童・生徒や保護者、学校への相談支援を図ります。

○幼児期も含め、教育・医療・福祉・保健の各分野の関係機関相互の連携体制を強化し、一体的な支援体制を推進します。

施策47 通常学級における障害理解の推進

現状

●小中学校の教職員等に対し、各種研修等を通じ障害理解の推進を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。

●通常学級に通う児童に対し、障害理解のためのガイドブックを活用した授業を通じ、障害理解の推進を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。

●インクルーシブ教育* を推進している。

●小中学校において児童・生徒の発達や障害に応じた指導・支援が求められている。

取組

○小中学校の教職員や学校サポーター* に対し、引き続き特別支援教育や障害理解に関する研修を行っていきます。

○小学生を対象に、障害理解のためのガイドブックを活用し、障害理解に関する教育を引き続き実施します。

○共生社会* の実現を目指すため、副籍制度* を活用し障害のある子どもとない子どもとの共同学習を行うとともに、地域の障害者との交流を通して障害に対する理解を深めていきます。

施策48 就学前の療育* の充実

現状

●就学前の療育ができる機関の整備は行われているが、重症心身障害児* 等の療育ができる機関の整備は十分ではない。

●就学前の障害児に関する相談のニーズが高い。

取組

○就学前の障害児に対し、早期に適切な支援を行うため、療育や療育機関について周知を図るとともに、重症心身障害児等の療育ができる機関の整備を促進します。

○就学前の障害児の療育・発達に関する相談機能について、地域の特徴に合わせた支援の充実を図ります。

施策49 特別支援学級* の充実

現状

●特別支援学級の需要が高まっており、さらなる学ぶ環境の充実に取り組んでいく必要がある。

●障害児について、就学前に関係機関が情報共有を行い、就学後の適切な支援につなげているが、さらなる取組が必要である。

取組

○地域の実情に応じて、知的障害(固定制)学級の新設や、特別支援教室* 拠点校のグループ再編について検討していきます。

○子どもの特性や障害に応じた適切な指導と学習の機会を得られるよう、教職員の育成を図っていくとともに、特別支援コーディネーターを中心とした、校内での指導・支援体制の充実を図ります。

○特別支援学級において、障害児が十分な教育を受けられるよう、合理的配慮の視点を持った施設の整備や、支援機関等の活用を図ります。

○就学前から関係機関との連携を進め、より適切な支援や教育内容の充実に引き続き取り組みます。

施策50 高等教育の機会の確保

現状

●障害のある学生に配慮した教育環境の整備を進めている大学もあるが、障害者が高等教育を受ける機会を得ることは難しい。

取組

○障害者の高等教育の機会を確保するため、市内の大学等に対し障害者の受入れと、障害に配慮した学習環境の整備を働きかけます。

○障害者を含む多様な学生への対応について、大学コンソーシアム八王子* を通じて加盟する大学等に情報提供を行います。

施策51 講座・講習を受けるための環境整備

現状

●市民講座・講習の開催情報と合わせて、障害者に対する講座受講料の減免制度について周知しているが、市民講座等への参加者数は少ない。

●障害者が社会生活を送る上で、必要な知識等を学習する機会が必要である。

●市民講座・講習に障害者が参加しやすいよう、会場や資料に工夫を施すなど、様々な取組を行っているが、引き続き障害者への合理的配慮が必要である。

取組

○市民講座・講習の開催情報や、障害者に対する講座受講料の減免制度について、引き続き市ホームページ等で情報提供を行い、障害者の生涯学習への参加機会の拡大を図ります。

○市民講座・講習においても障害者が参加しやすいよう、引き続き合理的配慮に努めます。

施策52 自主的な学習活動を行うための場の提供

現状

●各大学等の施設開放状況（図書館施設、運動施設、教室等）について、大学コンソーシアム八王子*のホームページで公開しているが、自主的な学習を行うための場がさらに必要である。

●障害者が自主的な学習活動を行うための支援が必要である。

取組

○施設の開放状況について、引き続き情報提供を行うとともに、大学等に施設開放への協力を働きかけます。

○障害者が自主的な学習活動を行うためのグループ活動を支援します。

○自主活動グループを支援するため、講師・指導者等の派遣を進めます。

施策53 重度障害者への大学等修学支援

現状

●重度障害者が大学等において修学するにあたり、必要な支援を受けられないために修学の機会を制限されてしまう現状がある。

取組

○重度障害者が大学等において修学するにあたり、大学等が修学支援体制の構築ができるまでの間、学ぶ機会が制限されないよう、必要な制度やサービス等を検討します。

③ スポーツ・芸術活動の推進

施策54 イベント等による活動の促進

現状

●ふれあい運動会や障害者のためのプール開放、障害者文化展などを実施しているが、スポーツ・芸術活動に取り組んだ成果などを発表する機会がさらに必要である。

取組

○安全面に配慮したうえで、市民ボッチャ大会やボッチャ派遣指導、ふれあい運動会、プール開放、障害者文化展を開催し、障害のある人もない人もスポーツ・芸術活動を楽しむ機会を設けます。

○スポーツ・芸術活動に取り組んだ成果発表の機会を設けていきます。

柱４ インクルーシブ社会の推進

① 障害理解、差別解消、虐待防止、権利擁護のさらなる推進

施策55 障害理解に関する教育の推進

現状

●小中学校における障害に対する理解の促進を図るため、福祉施設の職場体験など、引き続き進める必要がある。

●障害理解のためのガイドブックを活用し福祉教育を行っているが、今後も継続していく必要がある。

取組

○小中学校の教職員や学校サポーターに対して、引き続き特別支援教育や障害理解に関する研修を行います。

○小学生向けの障害理解のためのガイドブックを活用し、引き続き障害理解に関する教育を実施します。

○小中学校において、車いす体験や点字体験、アイマスク体験、障害当事者の講話等を行っており、引き続き障害理解に関する授業を実施します。

施策56 権利擁護の推進

現状

●障害者に対する差別禁止についての啓発イベントや、虐待防止に関する研修を開催し、障害者の権利擁護について周知啓発を行っているが、引き続き促進していく必要がある。

●心身の機能にかかわる様々な障害についての理解について、周知啓発を行う必要がある。

●事業者に対し、合理的な配慮の周知啓発を行う必要がある。

●市民や事業者の間で障害理解を広め、障害者が暮らしやすい地域を作っていく必要がある。

●市と市の委託相談支援事業所において、差別相談を受けている。

●令和4年(2022年)に東京都で手話言語条例が施行され、令和7年（2025年）に「手話に関する施策の推進に関する法律」が公布・施行されたが、手話が言語であるという認識や手話文化への理解が十分ではない。

取組

○障害理解に関する啓発イベントや、虐待防止に関する研修の実施など、障害者の権利擁護についての啓発活動を促進します。

○障害者を取り巻く社会情勢や地域の状況、法令や各種制度等の動向を勘案し、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例の見直しを検討します。

○社会福祉協議会が行っている、福祉サービスの利用を援助する地域福祉権利擁護事業* などを活用し、権利擁護を推進します。

○障害理解を深めるためのガイドブックや広報はちおうじ、出前講座などにより、障害理解のさらなる周知啓発を図ります。

○地域の関連団体と連携し、福祉・体験型イベントや、差別禁止条例及び差別解消法の周知イベント等を広く実施し、権利擁護のさらなる推進を図ります。

○市民・事業者が障害に関する正しい理解と認識を持ち、障害者が地域社会で暮らすための手助け等を適切に行えるよう、障害者サポーターの養成講座を行います。

○市と市の委託相談支援事業所において、差別相談の問題解決や障害理解に取り組んでいきます。

○障害福祉施設等の職員に対し、虐待防止に関する研修への参加を呼びかけるとともに、幅広く虐待防止の周知に努めます。

○言語としての手話の周知強化や手話の習得・使用、手話文化の保存・継承・発展など、理解促進や普及に取り組み、互いに意思疎通ができる環境づくりを推進します。

施策57 成年後見制度* の利用促進

現状

●成年後見制度に関するパンフレットの作成や配布などを通じて、制度の周知に努めている。

●障害者の高齢化や家族の高齢化、単身世帯の増加等を背景に、成年後見制度に関する相談ニーズが複雑化・多様化している。

●市民後見人の養成や法人後見の受任について、積極的に制度の活用を図っている。

●成年後見制度の見直しが進められており、本人の意思決定を支える支援の重要性が高まっている。

取組

○成年後見・あんしんサポートセンター八王子と連携し、講演会や学習会を実施するなど、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。

○成年後見制度の利用促進のため、法人後見を充実します。

○障害福祉サービスの利用が困難な方に、成年後見制度の利用に係る費用の助成を行い、制度の活用を促進します。

○成年後見制度の見直しを踏まえ、本人の意思を尊重した権利擁護支援の充実を図ります。

施策58 再犯防止の推進

現状

●罪を犯した障害者等が立ち直りに必要な支援を行える地域社会を作っていく必要がある。

取組

○再犯防止のイベントや社会を明るくする運動を通じて、再犯防止に向けた啓発活動に取り組みます。

○保護司や民生委員など、地域の関係団体と連携し、罪を犯した障害者の立ち直りを支援します。

② 地域で支えあえる生活環境の推進

施策59 交流活動の推進

現状

●障害者施設での障害者同士の交流の場はあるが、地域社会等での交流の場が少ない。

●福祉施設等での職場体験や福祉まつり、ふれあい運動会、手作り作品展等を通じて、障害者同士や障害のある人とない人との交流の推進を図っているが、さらなる交流の場が求められている。

●市内にある療育* 施設の児童と近隣の保育所の園児との交流事業や、障害当事者による小中学校での講話などを行っているが、引き続き取り組む必要がある。

取組

○障害者を孤立させないよう、身近な地域で気軽に利用できる交流の場づくりを支援します。

○障害者との多様な交流活動を進めるため、保育所や学校などの行事への参加を促進します。

○障害のある人とない人とのスポーツを通じた交流機会を創出します。

○障害者施設と身近な地域との交流を進めるため、相互に活動や行事への参加を図り、交流活動を推進し、障害者の地域生活への移行につなげていきます。

施策60 ボランティア参加のための環境整備

現状

●市内の大学等と協定を締結するなど、学生のボランティアが参加しやすい環境を図っている。

●ボランティア養成講座について、当事者団体や病院等と連携して講座内容の充実を図るとともに、ボランティア組織の強化を行っている。

取組

○学生ボランティアが参加しやすい環境づくりを推進します。

○ボランティアセンターとボランティア組織との連携を強化し、より参加しやすい環境を整えていきます。

○障害者施設で行う行事等に際して、ボランティアセンターの登録ボランティア等を各施設に積極的に紹介し、利用者との交流の機会拡大を図ります。

○社会情勢の変化に伴い、当事者のニーズに合った多様なボランティアの養成講座を実施します。

③ バリアフリー* 社会の推進

施策61 バリアフリー化の促進

現状

●市街地の建物や道路、交通機関、施設等のバリアフリー化を進めているが、まだ十分とはいえない。

●デジタル技術の進展に伴い、障害の特性に則した情報バリアフリー化の必要性が増大している。

●障害特性に配慮した意思疎通支援者(手話通訳者、盲ろう者* 向け通訳・介助者等)の派遣事業を行っている。

●手話通訳者や盲ろう者向け通訳・介助者等の養成を継続的に行っている。派遣事業におけるサービス提供体制の構築を見据えた幅広い年齢層の支援者養成の取組や指導者の養成が必要である。

●手話通訳者や要約筆記* を活用しているが、情報バリアフリーはまだ十分ではない。

●令和元年(2019年)に読書バリアフリー法が公布・施行された。

●令和7年（2025年）に「手話に関する施策の推進に関する法律」が公布・施行された。

取組

○福祉のまちづくりを推進するため、関係機関への啓発を進めるとともに、公共建築物(公立小中学校等を含む。)や道路、交通機関等のバリアフリー* 化整備においては、その検討段階に障害当事者の意見を反映し、障害者が安全に利用できる環境整備を促進します。

○障害者や高齢者等が自立した日常生活及び社会生活を確保でき、社会参加につながることを目指し、バリアフリーマップの作成を行います。

○利用者の多い施設等の整備においては、東京都福祉のまちづくり条例等に基づき、だれもが使いやすい施設整備に向けて指導・助言を行います。

○デジタル技術を活用し、障害者に対する情報提供を促進します。

○障害者の社会参加や日常生活を支援するため、手話通訳者、盲ろう* 者向け通訳・介助者、失語症* 者向け意思疎通支援者及び指導者の養成や派遣、失語症サロンの立ち上げなど、障害者が利用しやすい環境整備を推進していきます。

○イベント等における手話通訳者や要約筆記* の活用の周知を図り、利用を促進します。

○図書館において、宅配サービスや音訳・点字資料の作成、対面朗読などを行い、読書活動を推進します。

施策62 移動環境の整備

現状

●点字ブロック上に放置自転車等があり、障害者の通行に支障をきたしている。

●道路上の障害物の減少や思いやり駐車スペースの増加、タクシー・ガソリン券の支給など、障害者の移動環境の整備が図られてきたが、引き続き取組が必要である。

●リフトバス* 事業の廃止などにより、障害者の日常的な移動手段の確保が求められている。

取組

○駅施設の昇降設備や駅前広場の整備を進めるとともに、違反広告物や不法占用物などの撤去・指導を行い、通行に支障のない道路環境づくりを進めます。

○思いやり駐車スペース* 等を拡充します。

○リフトバスの活用やタクシー・ガソリン券の支給など、障害者の移動手段の確保に引き続き努めていきます。

○移動の制約が大きい障害者の、移動に係る負担軽減策を検討します。

柱５ 質の高い生活環境の提供

① 防災・防犯対策の連携・強化

施策63 防災対策の推進

現状

●災害時に障害者を地域社会で支援するための、障害がある方のための防災マニュアル及び災害時障害者サポートマニュアルの周知を行うとともに、防災意識の向上を図っている。

●障害者及び支援者が市の総合防災訓練に参加するなど、障害者への防災対策を進めており、引き続き参加を呼びかけていく必要がある。

●災害に応じた福祉避難所（二次避難所）や在宅避難のあり方を検討する必要がある。

●災害時における医療的ケア児* 等への支援については、対象者の把握や個別の状況に応じた避難支援のあり方が課題となっている。

取組

○個別避難計画の周知を図ります。

○災害時に必要な支援体制として、避難支援プラン（個別計画）の策定を促進します。

○障害がある方のための防災マニュアル及び災害時障害者サポートマニュアルの見直しを行い、周知・活用を図ります。

○障害者及び支援者が地域で行われる防災訓練等に積極的に参加し、自らができることを学んでいただくことで、防災意識の高揚を図ります。

○障害者やその家族に対し、災害時の避難等に関する正しい知識の周知に努めます。

○災害対策基本法に基づく災害に応じた福祉避難所のあり方について、関係機関と検討し、災害時対応の改善を図ります。

○医療的ケア児等の実態把握を進めるとともに、避難支援や非常時の電源確保など、災害時における実効性のある支援体制の構築を進めます。

施策64 福祉避難所の整備

現状

●災害対策基本法の改正に伴い、福祉避難所の協定内容や運営方法の検討を進めている。

●福祉避難所への緊急連絡用無線機の配備などは完了している。

●障害特性に応じた機器や食料などの配備が必要である。

●災害時には、薬や医療的ケアの確保、介助犬の受け入れなどの配慮が必要になる。

●避難所等で障害者とのコミュニケーションを円滑に行う必要がある。

取組

○改正された災害対策基本法を踏まえ、地域資源の活用及び関係機関との連携を図りながら、福祉避難所における要配慮者支援の充実に向けた協定の見直しを進めます。

○障害者が利用しやすく安心して過ごすことができるよう、情報伝達手段の整備や障害特性に応じた備蓄品の確保を行うなど、福祉避難所の環境を整備します。

○一般の避難所における要配慮者スペースを充実させ、避難しやすい環境を整備します。

○福祉避難所運営マニュアルを見直し、福祉避難所として活用する施設に対し、避難所生活をする障害者等に配慮すべき事項の周知を図ります。

○災害発生時の避難所等において、コミュニケーションを円滑に行うための情報保障を検討します。

○個別避難計画等の作成を進め、避難場所の事前確認及び発災時の安否確認を行える環境を整備します。

施策65 防犯対策の推進

現状

●防犯に関する講座を受講する障害者が少ない。

●防犯対策パンフレットについて、文字の大きさや表現、レイアウトを見直すなどの工夫を行ったが、引き続き取り組んでいく必要がある。

取組

○防犯に関する講座に参加できるよう、障害者への配慮と周知を図ります。

○防犯パンフレット等について、より多くの障害者が活用できるよう、引き続き合理的配慮に努めます。

② 福祉サービスの質の向上

施策66 福祉関係者の資質向上

現状

●障害福祉施設等の職員を対象に、虐待防止や防犯・防災等に関する研修を実施している。

●障害の重度化・障害者の高齢化に対応するため、福祉関係者による、より高度な支援が求められている。

取組

○障害福祉施設等の職員に対し、虐待防止や防犯・防災等に関する研修への参加を幅広く呼びかけ、資質向上を図ります。

○福祉関係者の情報交換の場をつくるなど、事業者間の連携強化を図ります。

○外部研修の情報を提供し、受講を促すことで資質の向上を図ります。

施策67 福祉人材の確保

現状

●障害者福祉施設等の中には、人材が不足している事業所も多く見られ、適切なサービスの提供に影響が生じる可能性がある。

●障害者へ適切な支援を行うため、業務の効率化や環境整備が必要である。

取組

○市内の大学やハローワークと連携するとともに、福祉職場の雇用につながる情報等を広く発信します。

○福祉人材の定着・確保に向け、支援の質の向上に資する市独自の事業者支援を行います。

○障害福祉サービス等に係る人材確保のため、障害福祉施設職員の処遇改善加算について、事業所に情報提供等を実施し、処遇改善加算の取得の増加を図ります。

③ 障害者施設整備の充実

施策68 居住施設等の整備

現状

●障害者の高齢化により障害の程度も重度化し、支える家族も高齢化している。

●重度・重複障害者* (児)や医療的ケアが必要な障害者(児)が利用できる居住施設等が不足している。

●障害者施設の認知も含め、施設と地域のつながりが求められている。

●地域生活への移行を進める一方で、移行が困難な方への対応として、地域と繋がりが持てる入所施設を一定数確保する必要がある。

●東京都内でも突出した事業所数があることを踏まえた障害者施設整備を行う必要がある。

取組

○重度・重複障害者(児)* 、強度行動障害者(児)* 及び医療的ケア者(児)* といった支援が困難な障害者(児)を受け入れられる施設の誘導や、一般就労への移行実績が高い就労系施設等、地域課題の解決につながる施設の整備については、市の「障害者施設整備方針(72ページ参照)」に基づく中核市権限の活用によって、障害のある人もない人も共に地域で安心して生活できる環境整備を推進します。

○障害者施設利用者が地域の一員として地域活動に参加することで、地域住民とのつながりや生活の場が広がり、障害者施設への理解を深め整備促進を図ります。

施策69 共生型サービス事業所の整備

現状

●65歳を超えた障害者の中には、介護保険サービスに移行しても、それまでと同じ事業所で支援を受けたい人がいる。

取組

○障害福祉サービスと介護保険サービスの両方を提供する共生型サービスの提案を事業者に行い、事業所の整備を図ります。

施策70 療育* の整備

現状

●医療的ケアを必要とする幼児の療育の場や訓練の場が不足している。

●障害児への早期支援や医療的ケア児* への支援、発達相談へのニーズが増加している。

●障害児やその家族が必要な支援につながりやすい体制や、ライフステージ* に応じた切れ目のない支援体制の充実が求められている。

取組

○医療的ケアを必要とする障害児のための療育・訓練の場の充実を図ります。

○各施設の再整備に合わせて機能連携・機能集約を図り、医療・福祉・教育が連携した療育支援拠点の整備を進めます。

○療育、相談支援、発達支援、医療的ケア支援等の充実を図り、障害児者とその家族への切れ目のない支援体制を構築します。

障害者施設整備方針

八王子市の障害者施設の現状を踏まえ、障害者計画等の基本目標である『全ての障害者が、必要な支援を受け、社会参加し、地域で、安定し、充実した自立生活ができるまちづくり』の実現のため、次のとおり、平成27年度(2015年度)に東京都から移譲された事業者指定に関する権限を最大限活用することで、支援の質の向上へ実効性の高い整備誘導を図ります。

Ⅰ 事業者指定の審査の厳格化

障害者(児)への適正な支援を継続的に行えるかといった観点で、事業者の代表者及び管理者等が関連法を含めた障害福祉に必要な知識を有しているか確認を徹底し、支援への理念や経営状況の持続性といった公費による支援として適切な運営が可能か否か、事業計画書の内容を最重視した審査を行います。

Ⅱ 障害者の安全・安心の確保を図る市街化区域内の新耐震基準(耐震改修済み)施設での合理的配慮による事業所運営の徹底

激甚化傾向にある自然災害や高齢障害者への支援、地域移行の一層の推進のため、被災リスクを最小化した施設において、バリアフリー* 化の度合いに合わせた適切な個別支援を徹底することで、障害者の安全・安心の確保を図ります。

Ⅲ 支援の質の向上と地域で必要とされるサービスの供給を図る中核市権限の活用

障害者計画等の施策への合致及び八王子市障害者地域自立支援協議会* が取りまとめる地域課題等への対応を前提とした条件付指定を実施します。

なお、障害者総合支援法及び児童福祉法で定められている総量規制について、今後のサービス量の推移と地域課題の対応状況を踏まえて、実施の必要性を検討します。

第　５　章

障害福祉計画・障害児福祉計画（サービス提供について）

第5章　障害福祉計画・障害児福祉計画（サービスの提供について

1　障害福祉計画・障害児福祉計画について

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、地域で安心して暮らすために必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業等のサービス提供体制の充実を図り、障害者が自立した日常生活・社会生活を営むことができる社会の実現を目指す計画です。国の基本指針等を踏まえ、成果目標と活動指標を設定するとともに、サービスごとに見込量を定めて、必要なサービス量の確保を図ります。

なお、国は、障害福祉計画及び障害児福祉計画については３年を一期として作成することとし、令和９年度（２０２７年度）から令和１１年度（２０２９年度）までの３年間について基本方針を示していることから、本計画では令和１１年度（２０２９年度）までの成果目標と活動指標を設定します。

2　計画に定める事項

（１）障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る成果目標

（２）各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

（３）地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 成果目標・活動指標について

（1）成果目標・活動指標の設定

福祉施設の入所者の地域生活への移行や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援の充実、福祉施設から一般就労への移行等、障害児支援の提供体制の整備等を進めるため、国の基本指針等を踏まえ、令和１１年度（２０２９年度）を目標年度とする成果目標・活動指標を設定します。

◆成果目標

障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、国の基本指針に定める基本理念を踏まえ、本市が達成すべき数値目標として設定します。項目ごとの成果目標については、少なくとも１年に１回はその実績を把握し、分析・評価した上で必要な対応を行うこととされています。

◆活動指標

本市が設定した成果目標を達成するために必要なサービス提供量等の見込みを設定します。活動指標についても、成果目標と同様に少なくとも１年に１回はその達成状況等を把握し、分析・評価することとされています。また、活動指標の達成状況の把握や分析・評価は、より高い頻度により行うことが望ましいとされています。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

○令和１１年度（２０２９年度）末までに、令和７年度（２０２５年度）末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行する。

【市の基本的な考え方】

○令和１１年度（２０２９年度）末までに、令和７年度（２０２５年度）末時点の施設入所者の６％以上が、地域生活へ移行することを目指します。

【成果目標】

項　目	数　値	考　え　方
地域生活移行者数	21人	全施設入所者のうち、令和１１年度（２０２９年度）末までに、施設入所から共同生活援助（グループホーム*）等を利用することにより、地域生活へ移行する予定者の数。 ※割合については、地域生活移行者数を令和７年度（２０２５年度）末時点の全入所者３５１人で除した値。
	6%	

【活動指標】

		実績値（見込み）	活動指標		
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
生活介護*	人分	1,451	1,462	1,473	1,484
自立訓練（機能訓練）	人分	4	4	4	4
自立訓練（生活訓練）	人分	260	263	266	269
就労選択支援	人分	45	50	55	60
就労移行支援*	人分	478	491	504	517
就労継続支援Ａ型*	人分	250	250	250	250
就労継続支援Ｂ型*	人分	2,100	2,100	2,100	2,100
就労定着支援	人分	205	210	215	220
短期入所*（福祉型）	利用者数	470	490	510	520
	延べ利用者数	21,000	22,000	22,500	23,000

短期入所（医療型）	利用者数	56	57	58	58
	延べ利用者数	1,465	1,466	1,467	1,468
共同生活援助（グループホーム*）	人分	1,185	1,215	1,245	1,275
地域移行支援	人分	15	16	17	18
地域定着支援	人分	2	2	3	3
施設入所支援	人分	346	347	348	350

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

○令和１１年度（２０２９年度）末までに、精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数を、３１９．３日以上とすることを基本とする。

○令和１１年度（２０２９年度）末の精神病床における入院期間が１年を超える長期入院患者数・精神病床への３０日以上の再入院率について、退院後９０日時点１０．３%以下、退院後１８０日時点１７．４%以下、退院後３６５日時点２５．７%以下とすることを基本とする。

○心のサポーター数について、令和１５年度末までに１００万人以上を目指す。

○Ｋ６により住民のこころの状態を把握する。

【市の基本的な考え方】

○長期入院患者数及び退院率に関する成果目標は設定しないが、退院後の地域生活を継続して支える相談・見守りの体制整備をはじめ、就労移行・継続支援及び共同生活援助（グループホーム）等の居住の場や、自立訓練事業等の日中活動の場などの生活基盤の整備など、地域生活移行後に対応するための支援体制について、バランスに配慮し、圏域ごとに構築できるよう、協議の場を通じて検討を進めていきます。

○１年以上の長期入院患者の削減目標は設定しないが、医療機関との連携を強化し、退院の支援と地域生活移行後の支援体制の構築を進めます。

【活動指標】

		実績値（見込み）	活動指標		
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
精神障害者の自立生活援助	人分／年	43	45	47	49
精神障害者の地域移行支援	人分／年	15	15	16	17
精神障害者の地域定着支援	人分／年	2	2	3	3
精神障害者の共同生活援助	人分／年	370	375	385	395
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回／年	1	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人／年	23	23	23	23
心のサポーター養成研修実施回数	回／年	1	1	1	1

③ 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

○各市町村における地域生活支援拠点* 等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。

○地域生活支援拠点事業の機能の充実のため、年１回以上運用状況の検証及び検討を行う。

○強度行動障害* の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

【市の基本的な考え方】

○基幹相談支援センター* 及び地域生活支援拠点事業* 等と連携しながら、面的な支援体制の構築を進めます。

○地域生活支援拠点事業の機能の充実のため、年１回以上運用状況の検証及び検討を行います。

○基幹相談支援センターに個別支援会議地域連携アドバイザー*を配置し、支援者への助言やサポートを行うことにより、地域の支援力向上や支援体制の強化を図ります。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

○就労移行支援事業* 等の利用を経て一般就労する者の数を令和１１年度（２０２９年度）中に、令和６年度（２０２４年度）実績の１．３１倍以上を目指す。

○令和６年度（２０２４年度）の一般就労への移行実績から、就労移行支援事業は１．１４倍以上、就労継続支援Ａ型事業* は１．５２倍以上、就労継続支援Ｂ型事業* は、１．６７倍以上とすることを目指す。

○令和１１年度（２０２９年度）末までに、令和６年度（２０２４年度）末時点の就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を５割以上とすることを目指す。

○就労定着支援事業の令和１１年度（２０２９年度）末の利用者数を、令和６年度（２０２４年度）末実績の１．４７倍以上とすることを目指す。

○就労定着率について、令和１１年度（２０２９年度）の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合を２割５分以上とすることを目指す。

【市の基本的な考え方】

○就労移行支援事業* 等の利用を経て、一般就労する者の数を令和１１年度（２０２９年度）中に令和６年度（２０２４年度）実績の１．３１倍以上を目指します。

○令和６年度（２０２４年度）の一般就労への移行実績から、就労移行支援は１．１４倍以上、就労継続支援Ａ型* は１．５２倍以上、就労継続支援Ｂ型* は１．６７倍以上とすることを目指します。

○令和１１年度（２０２９年度）末までに、令和６年度（２０２４年度）末時点の就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を５割以上とすることを目指します。

○就労定着支援事業の令和１１年度（２０２９年度）末の利用者数を、令和６年度（２０２４年度）末実績の１．４７倍以上とすることを目指します。

○就労定着率について、令和１１年度（２０２９年度）の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合を２割５分以上とすることを目指します。

○農福連携について、関係所管と連携し、地域の実情を踏まえて実施に向けた方策を検討しつつ関係機関への協力を求めます。

【成果目標】

項　目	数　値	考え方
令和１１年度（２０２９年度）における年間一般就労移行者数	358人	令和６年度（２０２４年度）において、就労移行支援事業等により一般就労した者の数（２７４人）を基準とする。
	1.31倍	
就労移行支援事業について、令和１１年度（２０２９年度）における一般就労への移行者数	213人	令和６年度（２０２４年度）において、就労移行支援事業により一般就労した者の数（１８７人）を基準とする。
	1.14倍	

就労継続支援Ａ型* について、令和１１年度（２０２９年度）における一般就労への移行者数	42人 1.52倍	令和６年度（２０２４年度）において、就労継続支援Ａ型により一般就労した者の数（２８人）を基準とする。
就労継続支援Ｂ型* について、令和１１年度（２０２９年度）における一般就労への移行者数	36人 1.67倍	令和６年度（２０２４年度）において、就労継続支援Ｂ型により一般就労した者の数（２２人）を基準とする。
就労移行支援* について、令和１１年度（２０２９年度）における就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者が５割以上を占める事業所数	7事業所 総数の 50%	令和６年度（２０２４年度）において目標を達成した事業所の数（１４事業所）を基準とする。
就労定着支援について、令和１１年度（２０２９年度）における利用者数	221人 1.47倍	令和６年度（２０２４年度）において、就労定着支援を利用した者の数（１５１人）を基準とする。
就労定着支援について、令和１１年度（２０２９年度）における就労定着支援利用後の一定期間の就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所数	4事業所 総数の 25%	令和６年度(２０２４年度)末時点における就労定着支援事業所数（１６事業所）を基準とする。

【活動指標】

		実績値（見込み）	活動指標		
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
生活介護*	人分	1,451	1,462	1,473	1,484
就労選択支援	人分	45	50	55	60
就労移行支援	人分	478	491	504	517

就労継続支援Ａ型*	人分	250	250	250	250
就労継続支援Ｂ型*	人分	2,100	2,100	2,100	2,100
就労定着支援	人分	205	210	215	220

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

○児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和１１年度（２０２９年度）末までに、児童発達支援センターの中核的な支援機能（①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能　②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション* 機能　③地域のインクルージョン* 推進の中核としての機能　④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能）を確保する。

○児童発達支援センターの中核機能の内、地域のインクルージョン推進の中核としての機能を確保する際には、保育所等における障害児の受入れ体制の整備状況を踏まえた上で、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和８年度（２０２６年度）末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築し、令和１１年度（２０２９年度）末までに協議の場を構築する。

○令和８年度（２０２６年度）末までに、主に重症心身障害児* を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも１か所以上確保する。

○各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。

○令和１１年度（２０２９年度）末までに、障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制を確保をする。

○各市町村において、医療的ケア児* 等に関するコーディネーターを配置する。

【市の基本的な考え方】

○市内の２か所の児童発達支援センターについて、中核的な支援機能を有する施設として活用していくほか、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関と連携し、重層的な地域支援体制を構築していきます。

○障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン* ）を推進するため、保育所等訪問支援事業所の拡充を目指します。

○市内には重症心身障害児* を支援する児童発達支援事業所が５か所、放課後等デイサービス事業所が７か所あるが、さらなる拡充を目指します。

○医療的ケア児* 支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置しており、引き続き医療的ケア児の実態やニーズに基づき、必要な施策を検討していきます。

○医療的ケア児コーディネーターと地域のコーディネーターとが連携できる体制の整備を図っていきます。

○障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保の検討を行います。

【成果目標】

項目	数値	考え方
令和１１年度（２０２９年度）末の保育所等訪問支援事業所数	17事業所	令和７年度（２０２５年度）末の保育所等訪問支援事業所の数（１３事業所）を基準とする。
	年1増	
重症心身障害児* に対して確実にサービスが提供できる事業所数	16事業所	令和７年度（２０２５年度）末の事業所の数（１２事業所）を基準とする。
	年1増	

【活動指標】

		実績値（見込み）	活動指標		
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
児童発達支援	人分	1,230	1,303	1,381	1,463
放課後等デイサービス	人分	2,249	2,350	2,360	2,370
保育所等訪問支援	人分	374	434	494	554
居宅訪問型児童発達支援	人分	5	6	7	7
障害児相談支援	人分	416	449	485	524

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

○令和１１年度（２０２９年度）末までに全ての市町村において、基幹相談支援センター* 、地域生活支援拠点* 等及び協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させること、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること、協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保する。

○令和１１年度（２０２９年度）末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする。

【市の基本的な考え方】

○基幹相談支援センターを中心に、地域づくりに向けた協議会とも連携しながら、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を進めていきます。

○基幹相談支援センターの取組において、地域の相談支援体制の強化を図ることで、障害者が地域社会で安心して生活できる環境を整え、サービス等利用計画相談につながる障害者を増やし、セルフプラン率を令和７年度（２０２５年度）の実績値から、成人は３%、児童は２%削減することを目指します。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

○令和１１年度（２０２９年度）末までに、都道府県や市町村において、サービス等の質を向上させるための取組に関する体制を構築する。

【市の基本的な考え方】

○市職員に対し、東京都が開催する研修・講習会等に参加し、障害福祉サービス等に関する知識を習得し、スキルアップを図ります。

○障害福祉サービス事業者における支援の質を向上させるため、虐待防止研修等を実施するほか、国及び東京都が開催する研修等の受講を促し、受講機会の拡充を図ります。

○障害福祉サービス事業者等に対し、集団指導及び実地検査により、適切な助言・指導を行います。

○障害者自立支援審査支払等システム* 等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を整えます。

（２）障害福祉サービス等

令和１１年度（２０２９年度）における目標値を達成できるように、令和９年度（２０２７年度）から令和１１年度（２０２９年度）までの各年度における指定障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を、国の基本指針等を踏まえて設定します。

① 訪問系サービス

【国の基本指針】

○現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に居宅介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

ア 居宅介護（ホームヘルプ）*

自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、生活全般にわたる介護サービスを行います。

イ 重度訪問介護

常時介護が必要な重度の障害者に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援までを総合的に行います。

ウ 行動援護

外出時に生じ得る危険や混乱などを回避するための援助が必要な知的障害者や精神障害者に、移動中の介護等を提供します。

エ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動を援護するとともに、必要な情報提供を行います。

オ 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人のなかでも介護の必要性が非常に高い人に、個別支援計画に基づき居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

【市の基本的な考え方】

現在の訪問系サービスの利用者数を基礎として、障害の重度化と障害者の高齢化による利用時間の伸びや、新たな利用者を踏まえて利用者数等を見込みます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
居宅介護（ホームヘルプ）*	時間分	87,535	83,804	83,815
	利用者数（人分）	657	660	665
重度訪問介護	時間分	547,216	586,965	604,298

	利用者数（人分）	191	195	195
行動援護	時間分	12,810	14,657	15,352
	利用者数（人分）	36	43	47
同行援護	時間分	40,885	42,576	45,382
	利用者数（人分）	189	186	189
重度障害者等包括支援	時間分	0	0	0
	利用者数（人分）	0	0	0
合計	時間分	688,446	728,002	748,847
	利用者数（人分）	1,073	1,084	1,096

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
居宅介護（ホームヘルプ）*	時間分	83,830	83,840	83,850
	利用者数（人分）	667	670	675
重度訪問介護	時間分	622,143	640,515	659,430
	利用者数（人分）	195	195	195
行動援護	時間分	16,080	16,842	17,640
	利用者数（人分）	51	56	61
同行援護	時間分	48,373	51,561	54,959
	利用者数（人分）	193	197	201
重度障害者等包括支援	時間分	0	0	0
	利用者数（人分）	0	0	0
合計	時間分	770,426	792,758	815,879
	利用者数（人分）	1,106	1,118	1,132

② 日中活動系サービス

ア 生活介護

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

常に介護が必要な人に、主に日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。障害支援区分が区分３以上（入所の場合は、区分４以上）又は５０歳以上の区分２以上（入所の場合は、区分３以上）が対象者となります。

【市の基本的な考え方】

現在の福祉施設の利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎とし、障害者の高齢化と障害の重度化が進んでいること等を踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
生活介護	人分	1,404	1,440	1,451

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
生活介護	人分	1,462	1,473	1,484

イ 自立訓練（機能訓練）

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

身体障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間１８か月）、身体機能向上のために必要な訓練を行います。

【市の基本的な考え方】

市内には自立訓練（機能訓練）を受けられる施設はありませんが、市外の施設へ通っている障害者の数をもとに、利用者数を見込みます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
自立訓練（機能訓練）	人分	3	4	4

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
自立訓練（機能訓練）	人分	4	4	4

ウ 自立訓練（生活訓練）

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、

利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間２４か月、長期入所者の場合３６か月）、生活能力向上のために必要な訓練を行います。

【市の基本的な考え方】

現在の利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標等を踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
自立訓練（生活訓練）	人分	262	258	260

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
自立訓練（生活訓練）	人分	263	266	269

エ 就労選択支援

【国の基本指針】

障害者等のニーズ、特別支援学校卒業者数、就労移行支援*、就労継続支援Ａ型*又は就労継続支援Ｂ型*を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

特別支援学校卒業者数、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就

労継続支援Ｂ型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【市の基本的な考え方】

特別支援学校卒業見込み者等が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法等を活用して、本人の希望、就労能力や適正等に合った進路を案内します。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
就労選択支援	人分	―	2	45

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
就労選択支援	人分	50	55	60

オ 就労移行支援*

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者、休職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

一般就労等に向けて、一定期間（標準期間２４か月）、事業所における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

【市の基本的な考え方】

現在の福祉施設利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎とし、市が障害者雇用の促進を今後の主要な取組と捉えていることを踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
就労移行支援	人分	440	466	478

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
就労移行支援	人分	491	504	517

カ 就労継続支援*

【国の基本指針】

就労継続支援Ａ型：現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援Ａ型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援Ａ型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

就労継続支援Ｂ型：現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援Ｂ型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援Ｂ型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

設定に当たっては、区域内の就労継続支援Ｂ型事業所にお

ける工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

【事業内容】

通常の事業所で働くことが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を結ぶことを基本とするＡ型と雇用契約を結ばないＢ型があります。

【市の基本的な考え方】

現在の福祉施設利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎として、施設の新規開設等を踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
就労継続支援Ａ型	人分	253	234	250
就労継続支援Ｂ型	人分	1,884	2,014	2,100

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
就労継続支援Ａ型	人分	250	250	250
就労継続支援Ｂ型	人分	2,100	2,100	2,100

キ 就労定着支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

就労移行支援* 等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人について、課題解決に必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

【市の基本的な考え方】

平成３０年度（２０１８年度）に創設されたサービスであり、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人のうち、一定数が本サービスを利用することを見込み、事業所数の増加を勘案して利用者数を見込みます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
就労定着支援	人分	180	200	205

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
就労定着支援	人分	210	215	220

ク 療養介護

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助を行います。

【市の基本的な考え方】

現在の利用実績に、医療型障害児入所施設における１８歳以上の入所者を含めて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
療養介護	人分	44	45	45

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
療養介護	人分	45	45	45

ケ 短期入所*

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち、地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

自宅で介護を行う人が病気等の場合、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護等を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。

【市の基本的な考え方】

現時点の利用者数を基礎として、障害の重度化や家族の高齢化等による利用者数の伸びや、新たな利用者等を踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
短期入所（福祉型）	利用者数（人分）	423	460	470
	延べ利用者数（人分）	18,812	20,968	21,000
短期入所（医療型）	利用者数（人分）	65	56	56
	延べ利用者数（人分）	1,712	1,463	1,465

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
短期入所（福祉型）	利用者数（人分）	490	510	520
	延べ利用者数（人分）	22,000	22,500	23,000
短期入所（医療型）	利用者数（人分）	57	58	58
	延べ利用者数（人分）	1,466	1,467	1,468

③ 居住系サービス

ア 共同生活援助（グループホーム* ）

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

さらに、当該利用者数のうち、重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。

【事業内容】

ひとり暮らしをするには不安のある知的障害者、身体障害者又は精神障害者に対し、グループホーム* で日常生活上の相談や援助、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

【市の基本的な考え方】

現時点のグループホームの利用者数を基礎とし、施設入所者の地域生活への移行等を踏まえ、利用者数を見込みます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
共同生活援助（グループホーム）	人分	1,080	1,145	1,185

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
共同生活援助（グループホーム）	人分	1,215	1,245	1,275

イ 施設入所支援

【国の基本指針】

令和７年度（２０２５年度）末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数（施設への入所を新たに希望する者については、特にニーズや環境等を十分確認した上で計画期間中に施設入所支援が必要と判断される数）を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

当該利用者数の見込みの設定にあたっては、障害者支援施設に求められる機能を勘案し、令和１１年度（２０２９年度）末において、令和７年度（２０２５年度）末時点の施設入所者数の５％以上を削減することとし、令和８年度（２０２６年度）末において、障害福祉計画で定めた令和８年度（２０２６年度）までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和１１年度（２０２９年度）末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

【事業内容】

介護が必要な人や通所が困難な障害者で、生活介護*、自立訓練や就労移行支援*のサービスを利用している人に対して、居住の場を提供し、夜間における入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

【市の基本的な考え方】

令和１１年度（２０２９年度）末までに、令和７年度（２０２５年度）末時点の施設入所者の６％以上が、グループホーム*等の地域生活へ移行するとともに、令和１１年度（２０２９年度）末の施設入所者数が、令和８年度（２０２６年度）末時点の施設入所者数を超えないことを目指します。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
施設入所支援	人分	351	346	346

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
施設入所支援	人分	347	348	350

ウ 自立生活援助

【国の基本指針】

現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

福祉施設やグループホーム* 等からひとり暮らしへの移行を希望する人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応など適切な支援を行います。

【市の基本的な考え方】

平成３０年度（２０１８年度）に創設されたサービスであり、ひとり暮らしへの移行希望者のうち一定数が本サービスを利用すると見込み、事業所数の増加を勘案して利用者数を見込みます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
自立生活援助	人分	41	46	47

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
自立生活援助	人分	50	53	55

④ 相談支援

ア 計画相談支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

施設入所・入院から地域生活への移行を希望する障害者や、居宅・通所サービスを受けようとする障害者に対し、サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリング等を行います。

【市の基本的な考え方】

障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者等を踏まえ、原則として全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象として、利用者数を見込みます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
計画相談支援	人分/月	2,732	2,829	2,917

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
計画相談支援	人分/月	3,033	3,154	3,280

イ 地域移行支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。

【事業内容】

施設入所や入院から地域での生活に移行するための、住居の確保や新生活の準備等について、一定の期間（標準期間６か月）必要な支援を行います。

【市の基本的な考え方】

福祉施設の入所者及び精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を踏まえて、利用者数を見込みます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
地域移行支援	人分/月	14	15	15

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
地域移行支援	人分/月	16	17	18

ウ 地域定着支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

居宅でひとり暮らしをしている人や家庭の状況等により、同居している家族による支援を受けられない障害者の夜間等を含む緊急時における連絡、相談等の必要なサポート体制の確保について、一定の期間（標準期間６か月）支援を行います。

【市の基本的な考え方】

地域における単身の障害者や家庭の状況等により、同居している家族による支援を受けられない障害者の人数、地域生活への移行者数を踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
地域定着支援	人分/月	2	0	2

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
地域定着支援	人分/月	3	4	5

⑤ その他

処遇改善加算取得率の促進

【国の基本指針】

指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合の見込みを設定する。

【事業内容】

福祉・介護職員等処遇改善加算の取得を促進します。

【市の基本的な考え方】

障害福祉サービス等に係る人材確保のため、障害者施設職員の処遇改善加算について、事業所に情報提供等を行うことで、処遇改善加算の取得率が、令和７年度（２０２５年度）末実績である８８．７%から、令和１１年度（２０２９年度）末までに９０%以上になると見込んでいます。

⑥ 障害福祉サービス等のサービス量確保のための方策

ア 訪問系サービスについては、利用者や利用時間数の増加が見込まれることから、サービス提供事業者との連携等を通じて、より効率的なサービス提供体制の整備を図ります。

イ 日中活動系サービスについては、サービス需要や地域ニーズを踏まえ、支援の質の向上と人材の確保・定着を促進し、持続可能なサービス提供体制の充実を図ります。

ウ 居住系サービスについては、地域で安心して暮らし続けられる環境の整備に向け、サービスの質の確保・向上を図るとともに、重度・重複障害者* や医療的ケア者* 、強度行動障害者* 等が利用できるグループホームについては、さらなる整備の促進を目指します。

（3）地域生活支援事業

国は、障害者総合支援法において、地域の特性や利用者の状況に応じて自治体が柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を定めています。本市でも、この地域生活支援事業として、相談支援、意思疎通支援などの事業を実施します。

なお、地域生活支援事業は、市町村が必ず取り組むべき必須事業と、市町村がそれぞれの特性や利用者の状況に合わせて取り組む任意事業に分けられています。

① 必須事業

ア 理解促進研修・啓発事業

【事業内容】

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害への理解を深める研修・啓発を通じて地域住民等への働きかけを強化することにより、共生社会* の実現を図ります。

【市の基本的な考え方】

市では、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障害理解の推進に取り組んでおります。今後も障害者サポーター養成講座の開催や、イベント参加による障害理解を深める機会の創出、市ホームページ、ガイドブック等を活用した啓発活動を継続的に行っていきます。

イ 自発的活動支援事業

【事業内容】

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害当事者、障害者の家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

【市の基本的な考え方】

障害者等に対するボランティアの養成や活動の支援、障害者等を含めた地域における災害対策活動の支援等を通じて、障害者等の日常生活を支援していきます。

ウ 相談支援事業

【事業内容】

障害者等からの相談に応じ、相談支援専門員の活用を図りつつ、必要な情報の提供、助言及び指導、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、障害者差別や虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援します。

【市の基本的な考え方】

市では、市域が広いことを踏まえ、交通の利便性の高い身近な場所で相談支援を受けられるように、相談支援事業を行う事業所を５か所設置しています。また、これらの事業所は、地域生活支援拠点* 事業も担い、障害者の地域生活を支える体制の充実を図っています。今後は、基幹相談支援センター* を中心に、地域の相談支援事業所や関係機関とのネットワークの強化に取り組み、相談支援体制のさらなる充実を図ります。

賃貸契約による一般住宅への入居を希望していても、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障害者に対し、円滑な入居のための支援を行う住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を継続していきます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
相談支援事業所 相談件数	延べ件数（件）	28,878	31,029	30,000

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
相談支援事業所 相談件数	延べ件数（件）	30,000	30,000	30,000

エ 成年後見制度* 利用支援事業

【事業内容】

障害者が地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、本人の意思決定を尊重しながら成年後見制度の適切な利用を促進するとともに、申立費用及び後見人等の報酬等を助成により権利擁護を推進します。

【市の基本的な考え方】

成年後見・あんしんサポートセンター八王子と連携し、本人の意思決定支援の視点を踏まえた成年後見制度の適切な活用を促進するとともに、パンフレット等による普及啓発を進めていきます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
申立て件数	延べ件数（件）	5	4	6

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
申立て件数	延べ件数（件）	7	8	9

オ 意思疎通支援事業

【事業内容】

視覚、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害により、意思疎通が困難な障害者等とその他の者との意思疎通を支援するため、手話通訳協力者及び要約筆記* 協力者の養成・派遣や、盲ろう者* 向け通訳・介助者及び失語症* 者向け意思疎通支援者の養成・派遣を行うことで、意思疎通の円滑化に取り組みます。

【市の基本的な考え方】

手話通訳協力者、要約筆記協力者及び盲ろう者向け通訳・介助者、失語症者向け意思疎通支援者の養成と登録者数・派遣件数の増加を図り、さらなる情報保障の充実を図ります。

【実績】

			令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
養成事業	手話通訳	初級 修了者数（人）	87	76	73
		中級 修了者数（人）	63	66	55
		手話通訳者養成入門 修了者数（人）	26	38	38
		手話通訳者養成 修了者数（人）	8	6	5
	要約筆記者養成修了者数（人）		11	7	10
	盲ろう通訳者・介助者養成		1	1	1

	修了者数（人）				
	失語症＊者向け意志疎通支援者養成	必修基礎修了者数（人）	3	4	4
		応用修了者数（人）	3	2	3
派遣事業	手話通訳・要約筆記＊協力者等延べ派遣件数（件）		2,212	2,210	2,212
	手話通訳協力者登録者数（人）		40	45	46
	要約筆記協力者登録者数（人）		17	18	16
	盲ろう＊者向け通訳・介助者登録者数（人）		10	11	11
	失語症者向け意思疎通支援者派遣人数（人）		80	138	150
	失語症者向け意思疎通支援者登録者数（人）		11	15	21

【サービス量の見込み】

			令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
養成事業	手話通訳	初級　修了者数（人）	82	82	82
		中級　修了者数（人）	66	66	66
		手話通訳者養成入門修了者数（人）	38	38	38
		手話通訳者養成修了者数（人）	7	7	7

	要約筆記* 者養成修了者数（人）		6	10	6
	盲ろう通訳者・介助者養成修了者数（人）		2	2	2
	失語症＊者向け意思疎通支援者養成	必修基礎修了者数（人）	4	4	4
		応用修了者数（人）	3	3	3
派遣事業	手話通訳・要約筆記協力者等延べ派遣件数（件）		2,212	2,212	2,212
	手話通訳協力者登録者数（人）		46	46	46
	要約筆記協力者登録者数（人）		18	18	18
	盲ろう者* 向け通訳・介助者登録者数（人）		11	11	11
	失語症者向け意思疎通支援者派遣人数（人）		160	170	180
	失語症者向け意思疎通支援者登録者数（人）		25	29	33

カ 日常生活用具* 給付事業

【事業内容】

障害者等に対し、障害特性に応じた日常生活用具を給付することで、日常生活上の困難の改善を図るとともに、自立した生活の支援及び社会参加の促進を図ります。

【市の基本的な考え方】

障害の重度化・障害者の高齢化や支援ニーズの多様化に伴い、給付件数の増加が見込まれることから、制度の適切な運用と充実を図ります。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
日常生活用具* 給付	延給付件数（件）	14,865	13,946	14,910
介護・訓練支援用具		51	28	50
自立生活支援用具		67	74	80
在宅療養等支援用具		74	72	90
情報・意思疎通支援用具		140	117	150
排泄管理支援用具		14,499	13,628	14,500
居宅生活動作補助用具（住宅改修）		18	17	20
その他		16	10	20

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
日常生活用具給付	給付件数（件）	15,120	15,330	15,540
介護・訓練支援用具		60	70	80
自立生活支援用具		90	100	110
在宅療養等支援用具		100	110	120
情報・意思疎通支援用具		160	170	180
排泄管理支援用具		14,650	14,800	14,950
居宅生活動作補助用具（住宅改修）		30	40	50
その他		30	40	50

キ 移動支援事業

【事業内容】

屋外での移動が困難な障害者等（同行援護に該当する視覚障害者を除く）の外出を支援し、地域における自立生活及び社会生活を促進します。

【市の基本的な考え方】

地域生活への移行及び社会参加を促進していくことから、利用者数等の増加を見込みます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
移動支援	利用者数（人分）	727	759	774
	延べ利用時間数（時間分）	86,989	91,008	92,828

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
移動支援	利用者数（人分）	789	804	820
	延べ利用時間数（時間分）	94,684	96,577	98,508

ク 地域活動支援センター事業

【事業内容】

地域活動支援センターは、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを行います。

【市の基本的な考え方】

個々の障害者に合った創作的活動や生産活動の機会、社会との交流の場を継続して提供していきます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
地域活動支援センター（Ⅰ型）	相談件数（件）	1,391	1,446	1,400
地域活動支援センター（Ⅲ型）	延べ利用者数（人分）	4,989	4,868	4,800

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
地域活動支援センター（Ⅰ型）	相談件数（件）	1,400	1,400	1,400
地域活動支援センター（Ⅲ型）	延べ利用者数（人分）	4,800	4,800	4,800

② 任意事業

ア 訪問入浴サービス事業

【事業内容】

重度の身体障害者・児に対し、訪問入浴サービスを提供することで、身体の清潔の保持及び心身機能の維持を図るとともに、地域で安心して生活を継続できるよう支援します。

【市の基本的な考え方】

障害の重度化や家族の高齢化などにより、利用者数の増加を見込みます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
訪問入浴サービス	延利用回数	2,314	1,973	2,100

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
訪問入浴サービス	延利用回数	2,130	2,160	2,190

イ 自動車運転教習費・自動車改造費助成事業

【事業内容】

心身障害者本人が免許を取得するために要した費用の一部及び身体障害者本人が所有し運転する自動車の改造に要した費用の一部を助成します。

【市の基本的な考え方】

出前講座や特別支援学校での説明会等を通じ、引き続き制度の周知を図ります。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
自動車運転教習費	助成件数（件）	13	10	10
自動車改造費助成	助成件数（件）	7	9	10

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
自動車運転教習費	助成件数（件）	9	9	9
自動車改造費助成	助成件数（件）	8	8	8

ウ 点字・声の広報等発行事業

【事業内容】

文字による情報入手が困難な視覚障害者のために、広報紙「広報はちおうじ」や「市議会だより」など、市が提供する各種情報について、点字化や音声化を進めます。

【市の基本的な考え方】

市が発信する情報について、点字・音声等による情報提供を継続するとともに、ICT の進展を踏まえた情報アクセシビリティ* の向上に努め、視覚障害者等が必要な情報を取得しやすい環境づくりを推進します。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
点字広報等発行	部数（部）	813	660	650
声の広報等発行	部数（部）	2,186	1,637	1,600

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
点字広報等発行	部数（部）	650	650	650
声の広報等発行	部数（部）	1,600	1,600	1,600

エ 障害者日中一時支援事業

【事業内容】

介護者が疾病等の理由により居宅における介護ができない場合や、介護者が一時的な休息を必要とする場合に、障害者を一時的に施設で預かります。

【市の基本的な考え方】

障害者の家族の高齢化により、一時的に困難になることや、介護者の休息が必要となる場面があることから、引き続きニーズに対応していきます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
障害者日中一時支援	延べ利用者数（人分）	1,062	1,011	1,060

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
障害者日中一時支援	延べ利用者数（人分）	1,060	1,060	1,060

③ 地域生活支援事業見込量確保のための方策

ア サービスに関する情報提供を幅広く行い、利用促進を図ります。

イ 関係機関との連携を図り、支援体制の整備を推進します。

ウ 事業者や利用者ニーズの把握に努め、多様な事業者の参入を促進するなど、サービス提供体制の整備を図ります。

エ 地域の実情に応じた障害福祉サービス及び相談支援体制確保のため、障害者地域自立支援協議会* 等と協議しながら、サービス内容の充実と支援体制の整備を図っていきます。また、障害者に対する人権の擁護や虐待防止に向けた啓発活動についても、障害者地域自立支援協議会等において検討していきます。

（４）障害児支援

国の基本指針では、障害児及びその家族を支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障害児支援の整備に関しても障害児福祉計画に定め、当該計画に沿った取組を進めるよう努めるものとされています。本計画では、障害児支援に関するサービス量の見込みを設定し、その充実に努めていきます。

① 障害児支援のサービス

ア 児童発達支援

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児* 等のニーズ、医療的ケア児* 等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

【市の基本的な考え方】

近年における利用ニーズの増加を踏まえ、支援の質の向上と提供体制の充実を図り、障害児とその家族が安心して利用できる環境整備を進めます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
児童発達支援	利用者数（人分）	1,039	1,161	1,230

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
児童発達支援	利用者数（人分）	1,303	1,381	1,463

イ 放課後等デイサービス

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児* 等のニーズ、医療的ケア児* 等のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の機会等を提供します。

【市の基本的な考え方】

近年における利用ニーズの増加を踏まえ、支援の質の向上と提供体制の充実を図り、障害児とその家族が安心して利用できる環境づくりを進めます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
放課後等デイサービス	利用者数（人分）	1,792	1,991	2,249

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
放課後等デイサービス	利用者数（人分）	2,350	2,360	2,370

ウ 保育所等訪問支援

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児* 等のニーズ、医療的ケア児* 等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校* 等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

保育所等を訪問し、保育所等に通う障害児に対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【市の基本的な考え方】

市では、保育所等を訪問して障害児への適切な支援を行う巡回発達相談を実施していくことによりサービスが周知され、利用者数が急増しており、今後も利用者数の増加を見込みます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
保育所等訪問支援	利用者数（人分）	229	314	374

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
保育所等訪問支援	利用者数（人分）	434	494	554

エ 居宅訪問型児童発達支援

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児* 等のニーズ、医療的ケア児* 等のニーズ、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

重症心身障害児など、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行います。

【市の基本的な考え方】

平成３０年度（２０１８年度）に創設されたサービスですが、市内に事業所がなく、利用者は微増を見込みます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人分）	5	5	5

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人分）	6	7	7

オ 障害児相談支援

【国の基本指針】

地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児* 等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

【事業内容】

障害児通所支援を利用する障害児を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。

【市の基本的な考え方】

家族などが作成するセルフプランを利用する者が多いが、障害児通所支援を利用する障害児の増加を勘案し、サービス量の増加を見込みます。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
障害児相談支援	人分/月	375	385	416

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
障害児相談支援	人分/月	449	485	524

カ 重度障害児の受入促進支援

【事業内容】

市内施設における重度障害児の受入率向上のため、受け入れる施設に対し、受入率に応じた補助による運営支援を行う。

【市の基本的な考え方】

重度障害児の受入れが可能な事業所の増加を促します。

【実績】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）
重度障害児の受入促進支援	事業所数	32	33	33

【サービス量の見込み】

		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
重度障害児の受入促進支援	事業所数	33	33	33

③ サービス量確保のための方策

ア 障害児の家族等に対しサービスに関する情報提供を幅広く行い、利用促進を図ります。

イ 関係機関との情報共有により、的確に利用者のニーズを把握し、サービス

提供体制の整備を推進します。

ウ 障害の早期発見に努め、福祉・保健・医療・教育の各機関と連携を図りつつ、適切な療育につなげていきます。

（５）施設利用者

本市における各種障害者施設の定員について、令和３年度（２０２１年度）から令和７年度（２０２５年度）までの実績や、一部のサービスは令和６年度（２０２４年度）中に見込みを超過したため令和７年度（２０２５年度）に新規開設及び定員増に関し一定の調整を行っていることを考慮し、今後の条件付指定といった中核市権限の活用を踏まえた定員数を設定しました。

なお、共同生活援助（グループホーム*）及び短期入所*については、特に整備状況を確認する必要があるため、単独で見込み値を設定し、通所施設については生活介護*・自立訓練・就労移行支援*・就労継続支援Ａ型*・就労継続支援Ｂ型*の各施設を統合する形で見込みを設定します。

【施設利用者の実績と見込み】

施設種別	R6（実績）	R7（実績）	R8（見込）	R9（見込）	R10（見込）	R11（見込）
共同生活援助（定員数・人）	1,452	1,539	1,552	1,582	1,602	1,622
短期入所（定員数・人）	118	117	124	131	138	145
通所施設（定員数・人）	4,489	4,553	4,617	4,681	4,745	4,809

第　６　章

各計画の推進に向けて

第６章　各計画の推進に向けて

１　計画推進のために

計画を推進し、目標を達成するためには、実施してきた施策の効果や達成度に鑑み、計画の内容を変更する必要が生じることもあります。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）では、計画に定める事項について、定期的に調査、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更やその他の必要な措置を講じることとされています。

本計画にあたっては、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」の「PDCA サイクル」にて、進捗管理を行います。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第８８条の２

市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

２　計画の達成状況の点検と評価

本市では毎年、各計画の進捗状況を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画について分析・評価を行います。

毎年行う評価及び実績については、八王子市障害者地域自立支援協議会*に報告し、意見を聴くとともに、その結果について公表します。

PDCA サイクルによる計画の推進

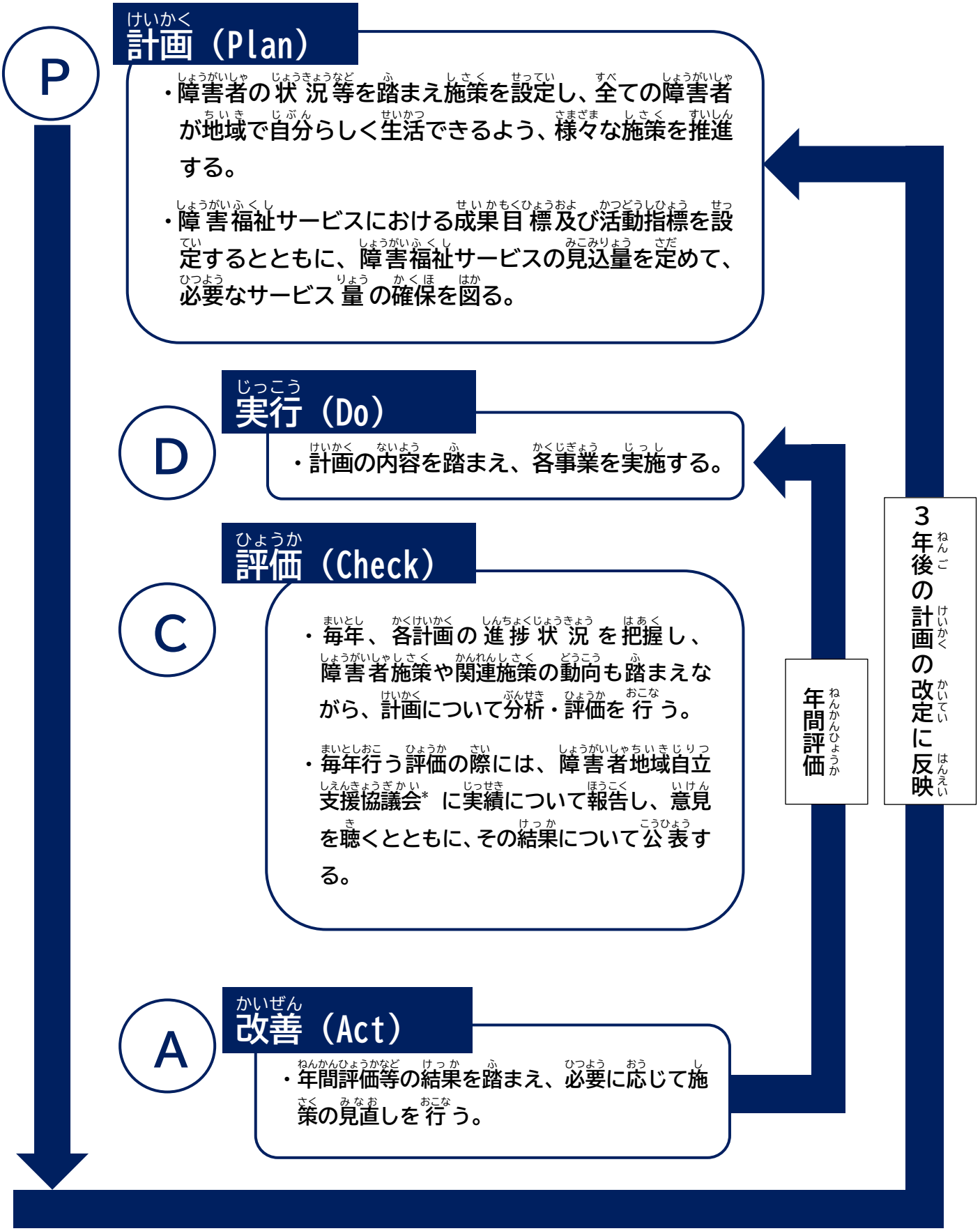

用語解説

あ 行

アセスメント

福祉で使われるアセスメントとは、利用者の生活環境や困りごとを把握・情報収集し分析・評価することです。

医療的ケア児・者

人工呼吸器による呼吸管理、たんの吸引、経管栄養などの医療的ケアを日常的に必要とする人をいいます。医療的ケア児のほか、成長後も引き続き医療的ケアを必要とする人や、恒常的な医療的ケアを必要とする成人を含みます。

インクルーシブ教育

障害のある人と障害のない人が共に学ぶ教育のことです。

インクルーシブ社会

多様性を認め、すべての人が支え合いながらともに生活できる社会のことをいいます。

インクルージョン

障害の有無に関わらず、別れ離れることなく、学ぶ機会や働く機会を平等に得られる環境を目指す考え方です。

思いやり駐車スペース

障害者用駐車スペースとは別に設置した、利用者自身の判断と一般利用者の思いやりにより成り立つ駐車スペースです。

障害のある方、妊娠中の方、乳児を連れている方、ケガをされている方、高齢の方など、長い距離を移動することが困難な方が優先的に利用できます。

か行

ガイドヘルパー

障害者が外出するときに、つきそってサポートする資格を持ち、同行援護（視覚障害者対象）、移動支援（知的障害者、精神障害者対象）などのサービスを提供する支援者のことです。

学校サポーター

学級担任の指導を支え、特別な支援を必要とする児童・生徒やその学級の支援をすることを目的とした八王子市独自の有償ボランティアです。

官公需

国、都、市町村などの公共機関が物品を購入したり、役務の給付や工事の発注などをしたりすることをいいます。

本市では、「八王子市が行う障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者就労施設等への物品やサービスの優先的な発注を行っています。

基幹相談支援センター

地域における障害者支援の中心的な施設です。障害者や家族の相談を受けることに加え、成年後見制度利用支援事業の運営や、支援機関への指導や連携強化なども行います。

機能回復訓練　（リハビリテーション）

障害や事故・病気などの後遺症のある人が、身体的・心理的・職業的・社会的能力を回復・向上させることで、自立した社会生活を送ることができるようにするための訓練・療法や支援のことです。

共生社会

分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人とひと、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

強度行動障害

激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態をいいます。

居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが、障害者の自宅などを訪問して、入浴・排せつ・食事などの身体介助や、調理・洗濯・掃除などの家事援助、生活などに関する相談・助言などの支援を行うサービスです。

緊急一時保護

介助している人が病気のときや用事があるとき、または休養を必要としているときに、障害のある人を指定された家庭で一時的に保護します。

グループホーム

就労したり、通所施設などに通っている障害者が、地域で自立した生活を営むための援助を行う共同生活施設です。

ケアマネジメント

保健・医療・福祉など、障害者が必要とするさまざまなサービスを、その人の状態や希望に合わせて効率的に提供できるように支援を行うことです。

権利擁護事業

自分の意思を十分に伝えることが難しい障害者にかわって、援助者などが代理となって、その人が権利を主張したり、必要としていることを伝えたりするための支援を行うことです。

高次脳機能障害

ケガや病気などで脳を損傷したことにより知的な機能に障害が出て、日常生活や社会生活に支障をきたす状態です。

例えば、脳卒中を発症し、治療とリハビリによって体の麻痺はある程度改善したが、ぼんやりしてミスが多い、作業を長く続けられないといった注意障害が出て社会生活が営むことができない状態になります。

固定学級（特別支援学級〔知的障害・固定制〕）

特別支援学級の固定学級は知的障害学級です。発達の遅れなどにより、人との意思疎通に軽度の困難があって日常生活において、食事、衣服の着脱、排泄などに支障がない児童・生徒が対象です。

個別支援会議地域連携アドバイザー

地域での生活に様々な課題がある障害者について、地域資源の連携や支援体制を構築させるための助言や支援を行います。

さ行

失語症

脳卒中や事故が原因で、言葉に関わる脳の領域が損傷を受け「話す、聞く、読む、書く」ことが不自由になります。言葉の困難さを自分で伝えることが難しくなります。

社会的入院

症状が安定し、社会生活に復帰することができるのに、家族の事情や地域の受け皿がないなどの社会的な理由のために、入院し続けなければならない状態のことです。

重症心身障害児（者）

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある人を重症心身障害児（者）といいます。

社会福祉審議会

社会福祉法に基づき設置される審議会で、社会福祉に係る施策に関する事項について調査審議する市長の附属機関です。障害者計画をはじめ、高齢者福祉や児童福祉などの各種福祉施策や計画について意見を述べ、福祉行政の推進に関わっています。

就労移行支援事業

一般就労を希望する障害者が、一定の期間（原則として２年間）、就労のための知識や能力を身につけるための訓練をする事業です。職場実習や職場探し、就職後のフォローアップなどの支援も行います。

就労継続支援事業（A型・B型）

一般企業などで働くことの難しい障害者が、働きながら、知識や能力を身につけるための訓練をする事業です。雇用契約を結んで働くA型と、雇用契約を結ばずに働くB型があります。

障害者就労・生活支援センター

障害者の職業生活における自立を図るための就労支援や、就業に伴う日常生活、社会生活上の支援を行うための施設です。就労を希望する障害者に対して、仕事を探すための相談から、就労後のフォローアップまでさまざまな支援を行います。

障害者自立支援審査支払等システム

障害福祉サービス費・障害児支援給付費等について、事業所の請求受付から市町村の支払まで一連の事務処理をシステム化する、全国共通の審査支払システムです。

障害者地域自立支援協議会

障害者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障害者・その家族、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場です。

情報アクセシビリティ

年齢や障害の有無に関わらず、誰でも必要な情報に簡単にたどり着け、利用できることをいいます。

情報機器

障害者への情報提供を図るために必要な機器類です。公共の場へ設置することにより視覚障害者や聴覚障害者が活用できる音声案内装置や電光掲示板、日常生活に必要な機器として、光や音で知らせる屋内信号装置、活字文書読み上げ装置や文字情報受信装置のほか、ファクシミリ、パソコンによる情報・通信支援用具、会話補助装置などがあります。

ショートステイ（短期入所）

⇒ 短期入所をご覧ください。

ジョブコーチ

障害者が就労する際に、一緒に職場に出向いてさまざまな支援をする援助者です。障害者の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚に助言を行い、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善なども行います。

スタートカリキュラム

小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムです。

スーパーバイズ

これから取り組もうとする支援、または今取り組んでいる支援について、スーパーバイザーにアドバイス・指導をしてもらうことです。

生活介護

常時介護を必要とする障害者が日中通って、介護や支援を受けながら生産活動や創作的活動を行う事業です。

成年後見制度

障害などの理由で判断能力が十分でない人を、不利益から守るための制度です。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、契約を結ぶ手続きなどを代わりに行ったり、本人が誤って結んでしまった契約などを取り消したりします。

た行

大学コンソーシアム八王子

個別に取り組むと手間や費用がかかる事業を共同で行うため地域特性を活かし、大学・市民・経済団体・企業・行政などが連携・協働し、近隣の大学などが集まった組織で、加盟する学校間での単位互換や、学生と市民との交流などの事業を行っています。

短期入所（ショートステイ）

居宅において介護を行う人が、病気や用事などの理由により介護できないときに、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排泄、食事等の支援を行うサービスです。

地域生活支援拠点

障害者の高齢化、障害の重度化や「親亡き後」を見据え、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、障害者の生活を地域全体で支える仕組みです。

地域福祉権利擁護事業

認知症の症状や物忘れ、知的障害や精神障害などにより判断能力が十分ではない方が、地域で安心して生活を送ることができるよう支援する制度（社会福祉法）です。

重複障害者

複数の障害を併せ有している人のことです。例えば、肢体不自由と知的障害を併せ有する人のことです。

通級指導学級（特別支援学級〔きこえとことばの教室・通信制〕）

本市の難聴及び言語障害学級は、「きこえの教室」「ことばの教室」という名称です。例えば、補聴器の使用によっても話し声を理解することが困難で、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒や、吃音（つっかえる話し方）や発音の誤りなどがある児童を対象としています。

通所施設

障害者が日中通って、自立生活や就労のための訓練をしたり、生産活動、創作的活動などを行う施設です。

特別支援学級

小中学校等に設置される学級で、知的障害、肢体不自由、弱視、難聴、言語障害、情緒障害のある児童・生徒、または病弱児（身体虚弱児を含む）に対して、障害の種別ごとの少人数教育で、一人ひとりの学習上・生活上の困難に応じた教育を行います。固定学級と通級指導学級があります。

特別支援学校（知的障害・肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・病弱）

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校のことです。

特別支援教育

平成１９年（２００７年）４月に、従来の特殊教育から転換された新しい教育制度です。障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援教室

通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童のうち、発達障害（自閉症スペクトラム症、注意欠如多動症、学習障害等）の児童・生徒が在籍学級における授業の一部を抜けて、校内に設置された専用の教室で指導を受けることができるものです。

特例子会社

「障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社」で、厚生労働大臣から認定を受けた会社を指します。

特例子会社を設立すると、そこで雇用する全従業員は事業主（親会社）の雇用であるとみなされ、雇用率を算定する際には親会社と同一の事業所として取り扱われます。

な 行

難病

原因不明で治療方法が確立されておらず、慢性化して後遺症が残ることも多い病気の総称です。介助のための家族の負担や、精神的・経済的な負担が大きく、生活に大きな支障をもたらします。平成２５年（２０１３年）４月に施行された障害者総合支援法から、難病等が「障害者」の範囲に加えられています。

日常生活用具

身体障害者が日常生活を送るときに、障害による負担を軽減するために使う用具です。

脳性麻痺

胎生期から新生児期にかけて、脳が外傷・酸素欠乏などにより損傷されたことが原因で、四肢が麻痺し、運動障害が起こる疾病です。

は行

はちおうじっ子マイファイル

お子さんの成長を感じたり、関わり方を考えたりする資料として、保護者やお子さん本人が成長の記録を保存し、関係機関が情報を共有し、成長を切れ目なくサポートしていくためのファイルです。

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害など、比較的低年齢で発症する脳機能障害です。言語発達の遅れやコミュニケーション障害などを伴うことがありますが、特定の能力の習得・使用だけに困難のある学習障害（ＬＤ）や、注意力欠如・衝動性・多動性に特徴のある注意欠陥・多動性障害（ＡＤＨＤ）など、障害のある特性やその程度は非常に様々です。

バリアフリー

障害者の日常生活や社会参加を困難にしている全ての障壁（バリア）を取り除くことです。道路・施設・交通機関などの障壁を取り除く「物理的バリアフリー」、資格取得などの社会的制限を取り除く「社会的バリアフリー」、心の障壁を取り除く「心理的バリアフリー」、情報面での障壁を取り除く「情報バリアフリー」などがあります。平成１８年（２００６年）１２月にバリアフリー新法（高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）が施行され、交通バリアフリーと建築物などのバリアフリーを一体的に進めることが定められました。

ピアサポート

自らも障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある方の支援を行うことです。

福祉的就労

心身に障害があるため、一般就労が難しい方が福祉サービスを受けながら就労を行うことです。

副籍制度

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のことです。

ペアレントメンター

自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

法定雇用率

従業員数が一定以上の民間企業や国、地方自治体などに対し、障害者雇用率制度によって義務づけられた、障害者雇用の最低比率のことです。全従業員数に占める障害者数の割合で障害者雇用率を算出し、これが法定雇用率を下回らないようにするとされています。

令和５年度（２０２３年度）からの障害者雇用率は、2.7%に拡大されました。ただし、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和５年度（２０２３年度）においては2.3%で据え置き、令和６年度（２０２４年度）から2.5%、令和８年度（２０２６年度）から2.7%と段階的に引き上げになります。

また、国及び地方公共団体等については、3.0%（教育委員会は2.9%）に拡大されます。なお、段階的な引上げに係る対応は民間事業主と同様とするとされています。

補装具

身体障害のために失われた身体機能を補うための用具です。車いすや、義手、義足、杖、補聴器などがあります。

ま行

盲ろう者

視覚と聴覚の両方に障害のある人のことであり、情報入手・コミュニケーション・移動など、さまざまな面で困難を抱えています。盲ろうになるまでの経緯や障害の状況・程度によって、指点字や触手話などさまざまなコミュニケーション手段が必要になります。

や行

要約筆記

聴覚障害者のコミュニケーションを支援するために、その場で話の内容を要約し、文字で伝える筆記通訳です。ノートやホワイトボード、ＯＨＰやＯＨＣを使い、手書きまたはパソコンを使用するなどでスクリーンに映し、大勢で情報を得る方法（全体投影）と隣りで手書きまたはパソコンで通訳する方法（ノートテイク）があります。ノートテイクは病院や面接、学校などで有効な方法です。

ら行

ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階のことです。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚など、それぞれの年代に応じた節目となる出来事を体験します。

リフトバス

身体に障害のある人が、車いすのままでも乗降できるように昇降機を備えたバスです。

療育

障害のあるお子さんやその可能性のあるお子さんに対し、個々の発達の状態や障害特性に応じて、困りごとの解決や将来の自立した社会参加を目指し、支援することです。

レスパイト（一時的休息）

家族など、長時間介助に携わっている介助者を一時的に介助から解放し、休養などの時間を確保することです。介助者自身の健康を保つために必要な休養や息抜きの時間を確保するだけでなく、介助者が地域での交流や社会参加の時間を持てるようにすることも目的としています。